

平成30年第3回東大和市議会定例会会議録第15号

平成30年9月4日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（37名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	岩本尚史君	情報管理課長	菊地浩君

職員課長 矢吹勇一君
保険年金課長 越中洋君
保育課長 関田孝志君
福祉部副参事 原里美君
障害福祉課長 小川則之君
土木課長 寺島由紀夫君
下水道課長 廣瀬裕君
教育総務課長 石川博隆君
選挙管理委員会
事務局 長 塚原健彦君

市民課長 山田茂人君
納税課長 中野哲也君
青少年課長 新海隆弘君
生活福祉課長 川田貴之君
環境課長 宮鍋和志君
建築課長 中橋健君
区画整理課長 水村隆市君
中央図書館長 當摩弘君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 50 号議案 平成 29 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 第 51 号議案 平成 29 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 第 52 号議案 平成 29 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第 53 号議案 平成 29 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第 54 号議案 平成 29 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第 55 号議案 平成 29 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 10 第 4 号報告 平成 29 年度東大和市健全化判断比率について

第 11 第 5 号報告 平成 29 年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

第 12 第 1 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

第 13 第 56 号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

第 14 第 57 号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第 15 第 58 号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第 16 第 59 号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 17 第 60 号議案 市道路線の変更について

第 18 第 61 号議案 市道路線の一部廃止について

第 19 第 62 号議案 市道路線の一部廃止について

第 20 第 63 号議案 市道路線の廃止について

- 第 2 1 第 7 0 号議案 市道路線の廃止について
- 第 2 2 第 7 1 号議案 市道路線の廃止について
- 第 2 3 第 7 2 号議案 立野一丁目土地区画整理事業に伴う町区域の変更について
- 第 2 4 第 6 0 号議案 平成 3 0 年度東大和市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 第 6 1 号議案 平成 3 0 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 第 6 2 号議案 平成 3 0 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 第 6 3 号議案 平成 3 0 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 8 第 6 4 号議案 平成 3 0 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 9 第 6 5 号議案 平成 3 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 0 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 3 0 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（押本 修君） ただいまから、平成30年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（押本 修君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

去る8月30日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります。本日9月4日より9月25日までの22日間といたします。

会議録署名議員は、7番 関田 貢議員及び20番 木戸岡秀彦議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第50号議案から第55号議案までの6議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託いたします。第4号・第5号報告、第1号同意、第56号議案から第59号議案、第60号議案から第72号議案、第60号議案から第65号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。第56号議案につきましては、総務委員会に審査を付託いたします。第66号議案から第71号議案につきましては、建設環境委員会に審査を付託いたします。

9月5日から7日、10日、11日の5日間は一般質問となります。

9月12日、水曜日からは24日、月曜日までの13日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

議案及び陳情審査を行う常任委員会等の日程について申し上げます。

9月13日、午前9時半から総務委員会を、また同日、午後1時半から議会運営委員会を、9月14日、午前9時半から厚生文教委員会を、9月18日、午前9時半から建設環境委員会を、あわせて9月19日、20日の両日、午前9時半から決算特別委員会を開催いたします。

また、20日、午後1時から及び21日、午後3時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案等の提出などの審査案件がない場合は開催いたしません。

25日、最終日は、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査、議員派遣を議決した後、閉会となります。

決算特別委員会資料要求期限は、9月6日、午後5時までといたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは、9月14日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは、9月21日、正午までであります。

案件の内容についてですが、報告案件2件、同意案件1件、議決案件23件で、計26件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は15名であります。

委員会に審査を付託する陳情は2件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（押本 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

7番 関田 貢 議員

20番 木戸岡 秀彦 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（押本 修君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月4日から9月25日までの22日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 諸報告

○議長（押本 修君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、7月5日に東京都市長会環境部会が開催されました。

議事1の平成31年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。部会として、24件の要望事項案を取りまとめることについて、決定いたしました。

次に、同日7月5日に東京都市長会厚生部会が開催されました。

議事1の平成31年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。部会として、35件の要望事項案を取りまとめることについて、決定いたしました。

次に、7月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の「東京都地域防災計画（震災編）」の修正及び全国における平成29年度の災害事例等についてであります。前回の修正から4年が経過する東京都地域防災計画（震災編）について、各市の意見を把握しながら、平成31年夏ごろをめどに修正すること等について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事2の東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）条例案概要についてであります。あらゆる人がいかなる種類の差別も受けず、人権尊重理念が広く浸透した東京の実現

に取り組むための条例案の概要について、東京都から説明がありました。

次に、議事3の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。聖火リレーの実施に向けた各種検討を開始したことや、コミュニティライブサイトの概要等について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事4の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成30年度第1回東京都後期高齢者医療広域連合協議会において協議された事項等について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事5の市町村総合交付金の見直しについてであります。各市への意見照会等を重ねながら検討を進めてきた市町村総合交付金の見直しに係る最終案を立案したことについて、東京都から説明がありました。

次に、議事6、平成31（2019）年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。市長会の各部会でそれぞれ協議した内容をもとに、昨年度より5件多い98件の要望事項とすることについて、決定をいたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、7月25日に東京都市長会が開催されました。

議事につきましては、7月18日開催の東京都市長会役員会とおおむね同様であります。

次に、7月31日に平成31年度の東京都予算編成に係る要望について、市長会を代表して会長が副知事に対して行った後、市長会の部会ごとに、東京都各局への要望活動を実施しました。

各市が行財政運営に苦慮していることを訴え、予算編成に当たって特段の配慮を求めました。

次に、8月17日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の流域下水道の維持管理負担金への消費税転嫁についてであります。今後、財源の捻出が困難となる見込みであることから、流域下水道を維持管理するための各市等からの負担金について、平成31年10月以降、外税方式とした上で税率10%を乗じ、消費税分を転嫁することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2、東京都オリンピック・パラリンピック準備局及び生活文化局からの情報提供等についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車競技ロードレースのコースや、文化プログラムの実施内容が決定したことなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3、多摩振興事業の実績報告2017についてであります。平成29年9月に策定した多摩の振興プランに基づき、市町村と東京都が連携しながら進めてきた事業の取り組み実績について、東京都から報告がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、8月24日に栃木県、宇都宮市において、東京都市長会及び部会合同研修会が開催されました。

東京都市長会の議事につきましては、8月17日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

また、部会合同研修会では、宇都宮市副市長による「交通未来都市 うつのみやを目指して～LRT未来、はじまる～」と題した講演が行われました。

その内容につきましては、交通渋滞の緩和や人が動きやすくするための公共交通ネットワークの整備として、ライト・レール・トランジットと呼ばれる次世代型の路面電車システムの導入を目指す宇都宮市の取り組みの紹介でありました。

以上で、市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

[議長退席、副議長着席]

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

[議長 押本 修君 登壇]

○議長（押本 修君） それでは、平成30年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

8月10日に、東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成30年5月28日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会の各委員会における会議結果の報告がありました。また、平成30年10月25日に開催予定の関東市議会議長会理事会において審議予定の都県提出議案について、提出に向けて取りまとめを行うことで承認されました。

報告は以上ですが、ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終了いたします。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[議長 押本 修君 降壇]

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

[副議長退席、議長着席]

○議長（押本 修君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第50号議案 平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 第51号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 第52号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 第53号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 第54号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 第55号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（押本 修君） 日程第4 第50号議案 平成29年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第51号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第52号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第53号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第54号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第55号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。
お諮りいたします。

第50号議案から第55号議案までの6議案につきましては、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会理事會を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第10 第4号報告 平成29年度東大和市健全化判断比率について

○議長（押本 修君） 日程第10 第4号報告 平成29年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第4号報告 平成29年度東大和市健全化判断比率につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものでありますが、健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

この4つの指標であります。標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等において負担する地方債の元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等において将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

これらの4つの指標のうち、いずれか1つの指標が、別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表、健全化判断比率をごらん願います。

平成29年度決算におけます各指標であります。1の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は12.66%であります。

2の連結実質赤字比率につきましても、一般会計と5つの特別会計を合わせた連結実質収支が黒字となりましたことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は17.66%であります。

3の実質公債費比率につきましては、実質的な公債費の減額等によりマイナス2.6%となりました。

なお、早期健全化基準は25.0%であります。

4の将来負担比率につきましては、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなりましたことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、平成29年度決算におきましては、健全化判断比率の4つの指標全てが早期健全化基準を下回る内容となっており、これらの指標において、市財政は健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 3点ばかりお伺いします。

1つは、まず実質公債費比率なんですが、これ3カ年の平均で書いてあると思うんですが、単年度ではどのようになるのかが1点。

それから、2点目に実質公債費比率の分子を構成している元利償還金、公営企業債の元利償還金に対する繰入金、それから一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金と、それから公債費に準じる債務負担行為に基づく支出額、それから事業補正により基準財政需要額に算入された公債費等について、それぞれ数値をお伺いします。

それから、3点目ですが、将来負担比率ですが、この分子を構成する一般会計等に係る地方債の現在高、債

債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、組合費等負担見込み額、退職手当負担見込み額について、それぞれ数値をお伺いします。

○財政課長（川口 荘一君） 健全化判断比率のうち、実質公債費比率についてであります。

まず、3カ年平均といたしましては、マイナスの2.6という数字でございますが、仮に単年度の比率ということでもありますけれども、平成29年度、単年度ではマイナス約2.9という数値になってございます。

次に、2点目の実質公債費比率の分子を構成するそれぞれの金額ということでございます。これについても3カ年の数値と単年度の数値、それぞれについて申し上げたいと思います。

まず、平成27年度から29年度までの3カ年の平均の額で申し上げますと、元利償還金の額が約8億7,072万4,000円となっております。

次に、公営企業債の元利償還金に対する繰入金につきましては約3億2,143万9,000円、そして一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金、これが約5,599万8,000円、そして公債費に準ずる債務負担行為の額は約3,610万2,000円、そして基準財政需要額に算入される公債費等の数値ですけれども、合計額で申し上げますと約16億7,694万6,000円、これは控除財源となります。

それと29年度、単年度の数値で申し上げますと、初めの元利償還金の額が約16億1,798万円、次に公営企業の元利償還金に対する繰入金が約3億5,408万3,000円、そして一部事務組合が起こしました地方債の元利償還金に対する負担金等が約4,587万9,000円、そして公債費に準ずる債務負担行為の額が約2,202万9,000円です。そして控除財源となります基準財政需要額に算入される公債費等の数値、合計で24億7,405万4,000円となっております。

そして、最後に将来負担比率の分子ということもございますけれども、それぞれの金額について申し上げます。

まず、地方債の現在高でありますけれども、約205億2,466万1,000円、次に債務負担行為に基づく支出予定額が約6,284万2,000円、そして公営企業等の繰り入れ見込み額が31億4,096万1,000円、そして一部事務組合等への負担見込み額が3億5,904万8,000円、そして退職手当負担見込み額が39億4,034万2,000円となっております。

このほかにも控除財源となる充当可能基金等がございますので、それについても申し上げますと、充当可能基金が50億717万9,000円、充当可能となる特定歳入が36億9,507万5,000円、そして基準財政需要額の算入見込み額が202億9,460万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

日程第11 第5号報告 平成29年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

○議長（押本 修君） 日程第11 第5号報告 平成29年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第5号報告 平成29年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率についてにつきまして、御説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものであります。この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計における資金不足比率につきまして、御説明申し上げます。

第1表、資金不足比率をごらん願います。

平成29年度決算における資金不足比率は、1の下水道事業特別会計、2の土地区画整理事業特別会計、ともに資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄となっております。

なお、この比率における経営健全化基準は20.0%であります。

以上のように、平成29年度決算におきましては、各会計の資金不足比率が経営健全化基準を下回る内容となっており、この比率において、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計の経営は、ともに健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 1点、お伺いします。

資金不足が生じないということで、ここにハイフンで表示をされるわけですが、2会計の黒字を分子としてマイナスの数値であらわすと、ここではどういう数値があらわれるのかということについてお伺いします。

○財政課長（川口荘一君） 資金不足比率についてでありますけれども、2会計とも決算収支が黒字となったことから数値としてはあらわれてございません。仮に数値としてあらわした場合でございますが、下水道事業特別会計につきましてはマイナス4.0、区画整理事業特別会計につきましてはマイナス2.6になるということでございます。

以上であります。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（押本 修君） 日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、藤宮志津子委員が平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めたものであります。

御提案申し上げました藤宮志津子氏は、大和富士幼稚園の副園長として多くの園児の教育に尽力されている一方、平成26年10月1日から東大和市教育委員会委員を務めておられます。また、現在、東大和市要保護児童対策地域協議会の委員としても活躍されています。

このことから、教育について豊富な経験と広い識見を有し、かつ人望も厚い藤宮志津子氏が適任と考え、東大和市教育委員会委員として引き続き任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） ただいまの藤宮氏の経歴等については御説明いただきまして、また私どもも経歴、また藤宮氏の大変に親しみやすい人柄については承知をしているところでございます。

また、一方で当市の学校現場における教育の課題に対して、市長自身は教育委員に対して、またこの藤宮氏の活動の実績をどのように評価をしておられるのか、また再任を提案するに当たりましては、藤宮氏に対して今後どのような取り組みを期待をされていらっしゃるのか、この点について伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど提案理由でも説明をさせていただきましたけれども、藤宮氏におきましては、まず教育総合会議ということで、私と教育委員の皆さんと色々なお話をさせていただくわけですけど、それからあと教育委員会の定例会等の内容、そこでの発言や、あるいはいろんなところに参加したりとか、各行動等を、まあ活動ですね、高く評価しているというところでございます。

また、もう一つは園児の教育ということ、それからもう一つは経営者としての経営感覚というか、そういうふうなものをあわせ持っておいでになるということで、教育行政への豊かな経験等も踏まえて大いに期待しているというところでございます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第13 第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

○議長（押本 修君） 日程第13 第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、東大和市職員の公益的法人等への派遣を実施するに当たり、所要の規定を市の条例で定める必要があることから、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

具体的には、公益的法人等に職員を派遣するに際し、派遣先となる公益的法人等、派遣の対象から除かれる職員の範囲、派遣先団体との間で取り決めるべき事項など、条例上定めるべき内容を規定するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨の規定であります。本条例の趣旨は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関して必要な事項を定めることとあります。

第2条は、職員の派遣の規定であります。第1項において派遣先団体として、公益財団法人東京市町村自治調査会及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を定め、第2項において派遣の対象から除かれる職員を定め、第3項において派遣に当たって派遣先団体との間で事前に合意しておくべき事項を定めるものであります。

第3条は、派遣職員の職務への復帰の規定であります。派遣職員を市の職務に復帰させる場合の要件を定めるものであります。

第4条は、派遣職員の給与の規定であります。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第6条第2項に規定する業務に従事する派遣職員に対して、支給することができる給与の範囲を定めるものがあります。

第5条は、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例の規定で、職務に復帰した職員が、東大和市職員の給与に関する条例第19条第1項に規定する公務上の負傷等により休職した場合の給与の支給について、派遣先団体においてついていた業務を公務とみなすものであります。

第6条は、派遣職員の復帰時における処遇の規定であります。派遣職員が職務に復帰した場合における職務の級、給料月額等について、他の職員との均衡を失することがないように、必要な調整を行うことができることを定めるものであります。

第7条は、委任の規定で、条例の施行について必要な事項は市長が別に定めるとするものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第14 第57号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第14 第57号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第57号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法が一部改正され、市長選挙と同様に、市議会議員選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになったことに伴い、ビラ作成の公費負担の対象に市議会議員を加えるため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第6条は、ビラの作成の公費負担の規定であります。市長に限定されていた公費負担の対象に、新たに市議会議員を加えるものであります。

第8条は、ビラの作成に係る公費負担額及び支払い手続の規定であります。その対象に新たに市議会議員を加え、公費負担をする選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の上限を市長と同じく7円51銭とするものであ

ります。なお、枚数の上限は、公職選挙法第142条第1項第6号に定める枚数の4,000枚であります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、施行期日の規定で、この条例の施行日を改正法の施行日に合わせて、平成31年3月1日とするものであります。

附則第2項は、適用区分に関する規定で、改正後の規定は、この条例の施行日以後その期日を告示される東大和市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員選挙については、なお従前の例によるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） ただいまの公費負担のあり方についての条例改正の御提案がございましたが、選挙運動における公費負担のあり方については、被選挙権を有する市民の誰もが選挙に立候補できる環境を保障し、選挙の公平性を担保する上で大変に重要なものであると認識しております。

これまでの市議会議員選挙では、選挙運動におけるビラの頒布そのものが許されていなかったものと承知をしておりますが、今回の新しい公費負担の制度においては、内容等については何らかの制約があるのか、また公費負担の範囲はどのようになっているのか、説明を改めて伺いたいと思います。

また、市長選挙におけるビラの頒布との何らかの違いが市議会議員選挙によってはあるのか、この点についても確認をさせていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 条例改正につきまして、3点、御質疑を頂戴いたしました。

まず内容についてでございます。今、副市長からの提案理由にもございましたとおり、頒布できるビラにつきましては選挙管理委員会に届け出た2種類以内のもので、4,000枚ということでございます。

必要な記載内容でございますが、頒布責任者の氏名と住所、印刷社の氏名または会社名と住所、または所在地で、頒布する際は選挙管理委員会から交付された証紙を張っていただくこととなります。

このほかの記載内容につきましては、他の方に対する中傷誹謗であるとか虚偽記載等以外は特に内容的な制限はございません。大きさにつきましては、長さ29.7センチ、幅が21.0センチを超えないものとされております。

頒布上の注意点でございますけれども、まず公選法上、新聞折り込みとされておまして、その他の頒布方法につきましては、選挙運動用事務所内、それから個人演説会場内、それから街頭演説の場所での頒布ということになっております。したがって、御注意いただきたいんですが、ポスティングは認められておりませんので、十分御注意いただきたいと思います。

また、駅頭などで早朝の挨拶運動等に取り組まれている方もいらっしゃるのではないかと思います。その一環で午前8時よりも前に頒布すると、駅頭での頒布ということも認められてございません。選挙運動用の文書でございますので、午前8時から午後8時までの間、選挙運動期間中のその時間から外れた時間で頒布することも認められておりません。

次に、公費負担の範囲ということでございますが、流れといたしましては、選挙運動用ポスターを御参考にしていただければよろしいかなと考えております。このビラの公費負担制度の適用を希望される場合は、ビラ

の作成を業とする者、この辺の表現もポスターと同じだと思いますけれども、こちらの方と有償契約を締結していただき、それを選挙管理委員会に届け出ていただくこととなります。その業者さんからの請求に基づきまして、1枚当たり先ほど提案理由にございましたとおり、単価7円51銭を上限として支払うという形になります。

それから、市長選挙におけるビラの頒布との違いはということでございますけれども、選挙運動用ビラにしましては、枚数の違い以外は市長選挙との違いはございません。ただし、御注意いただきたいのは、市長選挙につきましては、選挙管理委員会に届け出のあった確認団体ですね、政治活動を行う確認団体が、その政治活動として頒布できるビラがございます。こちらのビラにつきましては、特に制限等、設けられておりませんが、一方で特定の候補者名を記載しないこと、あるいはそれがわかるような記載をしないことといった違いがございますので、こちらの確認団体のビラはポスティングができるということですので、重々御注意いただければと思います。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今御説明で、市議会議員選挙については、これまで選挙期間中に候補者の名前、顔が出ているようなビラは配布できないということだったものができるようになったと。それから、市長選挙との関係でいうと、まだ一定の違いがあるという御説明でした。それで、この公職選挙法の一部改正の趣旨と、それから市長選挙と市議会議員選挙において、なお差異が残されているということについての理由についてですね、これは国の公職選挙法の一部改正の問題だと思いますけれども、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） ここで市議会議員選挙でビラが認められるようになったといういきさつでございますけれども、公職選挙法の一部改正ですね、今般の一部改正の理由につきまして、候補者の皆様の政策等を有権者が知る機会を拡充するためということが述べられております。

申しわけありません、私のほうでお答えできるのはこの範囲かなと思っております。

それから、市長選挙との差異ということでございますけれども、差異につきましては先ほども申し上げましたとおり、市長選挙には確認団体、引き続き一定の範囲内で政治活動を行ってよらしいという団体の制度がございます一方で、市議選等についてはそれに類するものがないということにつきましては、議員さんが御指摘いただきましたとおり、国のほうの制度と、法制度ということですので、私どものほうではお答えいたしかねるという状況でございます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第58号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第15 第58号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第58号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年6月8日に公布されました生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことによるものであります。

この改正によりまして、生活保護法に基づく進学準備給付金の支給事務が、個人番号を利用する事務に位置づけられたことから、市が独自に個人番号を利用することができる事務及び個人番号の利用等に関し必要な事項について規定しております、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第1、別表第2及び別表第3は、市が独自に個人番号を利用することができる事務について規定しておりますが、生活に困窮する外国人に係る生活保護法に基づく事務に準じる事務に、進学準備給付金の支給に関する事務を加えるものであります。

具体的には、別表第1の10の項、別表第2の10の項及び別表第3の1の項中の「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を追加するものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第58号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第59号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第16 第59号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第59号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設を確保し、及び家庭的保育者における食事の提供方法についての基準を緩和するため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正があったことから、これに適合するよう、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第6条第5項の改正は、この後、説明いたします第8条に、新たに第2項及び第3項を加えたことに伴う文言整理と、引用する条項に附則第3項を加えるものであります。

第8条の改正は、同条に新たに第2項及び第3項を加えるものでありますが、これにより家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が、保育所、幼稚園または認定こども園では著しく困難な場合であって、一定の要件を満たした場合においては、小規模保育事業者等を代替保育の提供に係る連携協力を行う者とするができることを定めるとともに、その他所要の文言整理を行うものであります。

第18条第2項の改正は、同項に新たに加える第3号により、家庭的保育者の居宅において家庭的保育事業を行う場合における食事の提供方法について、保育所等から調理業務を受託している事業者であり、市が適当と

認めた事業者であれば、外部搬入を可能とすることを定めるものであります。

第25条第1項から第3項まで及び第33条第1項の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第47条の改正は、先ほど御説明いたしました第8条に新たに第2項及び第3項を加える改正に伴い、文言整理を行うものであります。

第49条第1項の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

附則の改正であります。附則第2項の改正は、附則第3項を新たに加えたことに伴う文言整理であります。

次に、附則第3項を追加するため、附則第4項から第9項までの項の繰り下げを行うとともに、附則第4項では所要の文言整理を、附則第8項では引用条項の整理をそれぞれ行うものであります。

追加する附則第3項は、家庭的保育者の居宅において、家庭的保育事業を行う場合における食事の提供について、自園調理の体制を確保する努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長することを定めるものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 2点、伺います。

まず給食調理業務について、市が認めた事業者であれば外部搬入も可能とするということで、この改正案を見ますと、その条件として乳幼児の年齢や発達等に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、ほかにもさまざまな条件が細かく書かれているんですが、これらの質が通年にわたって維持できるかどうか、市の定期的なチェックはどのように行っていく予定であるのか教えてください。

2点目として、自園調理の体制確保についての経過措置を5年から10年に延長するということですが、現行の条例を確認すると子ども・子育て支援新制度の以前から家庭的保育を行っていた保育者については、調理設備がない場合においても5年間は新制度の認可施設として認めるという、この経過措置を10年に延ばすという内容だと思います。現在、市内に調理設備がない家庭的保育者というのがあるのかどうか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） まず初めに、外部搬入の関係でございます。外部搬入につきましては、今までは保育園、認定こども園等の施設からの外部搬入のみでございましたので、そちらについては市の指導検査等において確認はできているかなというふうに考えてございます。

また、新たに今回指定されたものについては、あくまでも民間事業者ということなので、こちらのほうに市のほうが何かチェックするというのは特段用意はございません。ですので、その業務を行うに当たって、保健所の許可等が必要かと思われまので、そちらのほうの分野でのチェックというような形になるかと思ひます。

続きまして、家庭的保育事業の保育者における給食設備の用意がないところがあるかという件に関しましては、市内の家庭的保育事業については2園ございまして、2園とも設備はそろっていると。今現状は認可の保育所から食事の提供を受けているという状況でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

1つ目のほうについて、その外部の民間の業者が、最初はよかったんだけど、何年かたってちょっと質

が維持できてないというようなことが実際に発生した場合は、今保健所という御答弁もあったんですが、どのように解決を図ることになるのか、もう少し具体的にその想定される方法について教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 具体的な話は特段持ち合わせはございませんが、あくまでも家庭福祉員とその事業者との契約でございますので、その中身においてどのようなことができるのか、市とすれば家庭福祉員さんのほうに給食についての調整をお願いしたいと言うぐらいで、直接的に市から業者にということは、まず考えられないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 食事の提供のことは、今の御質疑の中でわかりました。

もう一つ、連携保育園のことについて、今の現状と、それからこの改正で何か変化があるのかどうかを教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 連携保育所につきましては、今まで保育園、幼稚園、認定こども園のみということでしたが、今度、新たに小規模保育施設も連携保育園としてオーケーだよというような条例の中身でございますが、今市内の状況においては、家庭的保育事業者については認可保育園が2園とも対応してございます。小規模保育事業の連携施設は、同系列の認可保育所が受け持つというような形で連携先は確保できているところでございます。ですが、早樹保育園につきましては、こちらだけは設定が今のところないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表して、第59号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

本改正案は、家庭的保育事業を行う事業者の設備及び運営に対する基準を緩和するものです。国が1995年に初めて待機児童数を発表してから23年間、待機児童はいまだに解消のめどが立っていません。国は事業者の新

規参入を促すという名目で、たび重なる基準の緩和を進めてきました。本改正案は、これまで食事の提供については自園調理もしくは連携施設、または同一法人、または関連法人が運営する小規模保育事業所等の事業所からの搬入に限るとする基準を緩め、外部事業者からの搬入を可能にするものですが、連携施設等に比べ市の関与が希薄であり、外部事業者が質を維持しない等の問題が出てきた場合、家庭的保育者自身が直接問題解決に当たる必要があるため、大きな負担増となる懸念があります。

また、食事の自園調理の体制確保についての改正案は、新制度以前から家庭的保育を行っていた保育者については、調理設備がない場合においても5年間は新制度の認可施設として認めるという経過措置を10年に延長するものです。自園調理を行わず連携施設等から搬入する場合でも、ミルクをつくるなど最低限の調理設備は保育施設において必要不可欠であり、現状でも不十分な基準をさらに緩和することは、保育の質を後退させることにつながりかねません。本市においては、調理設備のない事業者は存在しておらず、市がこれまで保育の質の向上のために独自の努力を重ねてきたという事実に照らせば、本改正は必要ないものと考えます。

他の自治体においても、文京区では厚生労働省令に合わせ一時は条例改正を行うこととしていたものの、本市同様、質の高い保育の確保に資する事業運営を行ってきたため、改正後の国の基準を用いず現行の区の基準のままにするという判断をしています。国を初めとした行政の役割は、保育の必要量の確保とともに、質を向上させることであり、そのためには基準の緩和ではなく、家庭的事業者を初め全ての保育事業者が安心して質の高い保育を行うことができるよう、施設整備や人員配置のための十分な財政措置を行う等の支援強化を行うことこそ必要です。

以上の理由から本改正案には反対とし、討論といたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第59号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第66号議案 市道路線の変更について

○議長（押本 修君） 日程第17 第66号議案 市道路線の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第66号議案 市道路線の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、東京都が実施しております空堀川整備事業における用地買収により、河川敷地内となりました市

道の接道機能を回復する必要があることから、道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線を変更するものであります。

変更する路線は市道第1566号線で、起点が芋窪5丁目1162番5先、終点を芋窪5丁目1165番5先から1167番6先へ変更するものであります。幅員は1.82メートルから6.00メートルで、延長は81.76メートルから88.44メートルとするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第18 第67号議案 市道路線の一部廃止について

日程第19 第68号議案 市道路線の一部廃止について

日程第20 第69号議案 市道路線の廃止について

日程第21 第70号議案 市道路線の廃止について

日程第22 第71号議案 市道路線の廃止について

○議長（押本 修君） 日程第18 第67号議案 市道路線の一部廃止について、日程第19 第68号議案 市道路線の一部廃止について、日程第20 第69号議案 市道路線の廃止について、日程第21 第70号議案 市道路線の廃止について、日程第22 第71号議案 市道路線の廃止について、以上5議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第67号議案 市道路線の一部廃止について、第68号議案 市道路線の一部廃止について、第69号議案 市道路線の廃止について、第70号議案 市道路線の廃止について及び第71号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本5議案は、都立東大和公園内の市道について、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の一部ないし全部を廃止するものであります。

初めに第67号議案であります。一部廃止する路線は市道第234号線であります。起点が狭山3丁目1221番1先、終点が狭山3丁目1197番先、幅員は1.82メートルから3.64メートル、延長は265.50メートルであります。新たな終点を狭山3丁目1200番81先、幅員を2.73メートルから3.64メートル、延長を180.42メートルとし、85.08メートルを廃止するものであります。

次に、第68号議案であります。一部廃止する路線は市道第236号線であります。起点が湖畔3丁目1206番先、終点が湖畔3丁目1203番先、幅員は2.73メートルで、延長は167.00メートルであります。新たな終点を湖畔3丁目1204番5先、延長を78.29メートルとし、88.71メートルを廃止するものであります。

次に、第69号議案であります。廃止する路線は市道第268号線で、起点が湖畔3丁目1191番先、終点が湖畔3丁目1163番1先、幅員は2.73メートルで、延長は346.77メートルであります。

次に、第70号議案であります。廃止する路線は市道第1194号線で、起点が湖畔3丁目1191番先、終点が湖畔3丁目1192番口先、幅員は2.73メートルで、延長は103.67メートルであります。

最後に、第71号議案であります。廃止する路線は市道第1195号線で、起点が湖畔3丁目1163番1先、終点が湖畔3丁目1165番先、幅員は1.82メートルで、延長は78.81メートルであります。

本5議案の提案に至る経緯につきまして、あわせて御説明申し上げます。

市では、都立公園内に設置しております市民プールの土地使用料につきまして、かねてから東京都と減免の交渉を続けてまいりました。その結果、都が定めております基準を適用させることによりまして、市が都に対して本5路線の土地を無償譲与した場合、都は市に対して当該土地使用料の全額を免除するという事で合意をいたしました。したがって、廃止後は本5路線の土地を東京都へ無償譲与する予定であります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上5議案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第23 第72号議案 立野一丁目土地区画整理事業に伴う町区域の変更について

○議長（押本 修君） 日程第23 第72号議案 立野一丁目土地区画整理事業に伴う町区域の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第72号議案 立野一丁目土地区画整理事業に伴う町区域の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、立野一丁目土地区画整理事業の進捗に伴い、立野一丁目及び立野二丁目の町区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、御提案するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

立野一丁目と立野二丁目の町丁目界につきまして、現在の市道第661号線の東側から、当該路線を取り込む形で完成しております都市計画道路7・5・1号下北台線の東側に変更するものであります。このことによりまして、都市計画道路内の土地21筆の一部ないし全部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部の面積約2,221平方メートルが、立野一丁目から立野二丁目に変更となります。なお、変更地番等につきましては、町区域変更調書及び町区域変更参考図のとおりであります。

施行日につきましては、土地区画整理法第103条第4項の規定による立野一丁目土地区画整理事業の換地処

分の公告日の翌日であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第72号議案 立野一丁目土地区画整理事業に伴う町区域の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第60号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（押本 修君） 日程第24 第60号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第60号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入におきましては、平成29年度の決算剰余金や、平成30年度の普通交付税の交付額が決定し、歳出におきましては、学童保育の待機児童対策としての学童保育所第一クラブ、第二育成室の改修、周辺地域の浸水対策としての仲原排水管の一括清掃、地震による倒壊を防ぐための学校のブロック塀の撤去後のフェンスの設置、そして決算剰余金等を基金に積み立てするための予算の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

また、これらに加えて、債務負担行為の追加並びに変更や、地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億7,405万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億9,178万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加並びに変更は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第8款の地方特例交付金は593万9,000円の減額で、平成30年度の交付額の決定に伴う減額であります。

第9款の地方交付税は3億7,619万4,000円の増額で、平成30年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第13款の国庫支出金は5,947万6,000円の増額で、学校施設環境改善交付金の増額等であります。

第14款の都支出金は3,067万5,000円の増額で、子供・子育て支援交付金及び認証保育所補助事業補助金の増額等であります。

第17款の繰入金は1億8,911万円の減額で、基金繰入金の減額と、平成29年度の精算に伴います特別会計繰入金の計上によるものであります。

第18款の繰越金は12億2,083万1,000円の増額で、平成29年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第19款の諸収入は1,717万1,000円の増額で、自治総合センターコミュニティ助成金や、平成29年度の精算に伴います過年度の国庫負担金等の計上であります。

第20款の市債は1億6,476万円の増額で、臨時財政対策債の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1億9,403万6,000円の増額で、財産管理事務費等の増額や、平成29年度の精算に伴います福祉関係返還金等の計上であります。

第3款の民生費は5,330万9,000円の増額で、認証保育所補助事業費及び学童保育所運営費の増額等であります。

第4款の衛生費は51万9,000円の増額で、成人保健事業費の増額であります。

第8款の土木費は5,109万2,000円の増額で、道路管理費及び道路補修事業費の増額等であります。

第9款の消防費は1,804万円の増額で、災害対策事業費等の増額であります。

第10款の教育費は5,895万円の増額で、小中学校の環境整備事業費及び体育施設運営費等の増額であります。

第12款の諸支出金は12億9,811万2,000円の増額で、基金積立金原資分の増額であります。決算剰余金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立て、その他、一般会計減債基金及び公共施設等整備基金などに積み立てるものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

追加する事項は、納税管理及び徴収補助等業務委託で、滞納整理や収納管理等に係る業務を効率化し、市税等の収納率の向上を図るため、納税課の業務の一部を民間に委託するものであります。

期間につきましては、平成31年度から平成35年度までとし、限度額を3億2,593万円とするものであります。

次に、2の変更であります。

変更する事項は、平成30年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借料で、職員課の人事・給与システムに係る電算機器の賃借期間等を変更することに伴うものであります。

期間につきましては、平成31年度から平成35年度までを、平成31年度から平成36年度までに変更し、限度額につきましては9,940万4,000円から1億307万5,000円に変更するものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

小学校特別教室等冷房設備設置事業につきましては、限度額を1億8,440万円から1億430万円に変更し、中学校特別活動室等冷房設備設置事業につきましては、限度額を2,030万円から1,820万円に変更するものであります。いずれも起債額の積算内容の変更に伴うものであります。

また、臨時財政対策につきましては、平成30年度の発行可能額の確定に伴い、限度額を11億5,000万円から13億9,696万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

8款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は593万9,000円の減額であります。平成30年度の交付額の決定に伴いまして減額するものであります。

9ページをお開きください。

9款地方交付税、1項1目1節地方交付税は3億7,619万4,000円の増額であります。平成30年度の普通交付税の交付額が18億7,619万4,000円に決定しましたので、当初予算との差額について増額するものであります。

11ページをお開きください。

13款国庫支出金は5,947万6,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金は227万9,000円の増額であります。助産実施費用負担金の増額であります。

2項国庫補助金は5,674万4,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は277万5,000円の増額であります。社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金の計上で、マイナンバーカードへの旧姓併記等を行うための社会保障・税番号制度関連システム修正委託料に係るものであります。

2目民生費国庫補助金は542万3,000円の増額であります。

1節、社会福祉費補助金は132万8,000円の増額であります。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の計上で、後期高齢者医療特別会計における電算システム修正委託料に係る国庫補助金について、一般会計で歳入するための計上であります。

2節児童福祉費補助金は409万5,000円の増額であります。

子ども・子育て支援交付金は400万円の増額であります。奈良橋市民センター内にあります学童保育所第一クラブの第二育成室改修工事費等に係るものであります。

保育対策総合支援事業費補助金は9万5,000円の増額であります。保育士等の確保に向けた説明会の開催経費に係るものであります。

7目教育費国庫補助金は4,854万6,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は4,581万7,000円の増額であります。学校施設環境改善交付金の増額で、小学校特別教室等冷房設備設置工事及び小学校トイレ洋式化工事が、国庫補助事業として採択されたことに伴うものであります。

3節中学校費補助金は272万9,000円の増額であります。学校施設環境改善交付金の増額で、中学校特別活動室等冷房設備設置工事が、国庫補助事業として採択されたことに伴うものであります。

3項委託金、2目民生費委託金、2節国民年金費委託金は45万3,000円の増額であります。国民年金事務費交付金の増額であります。

13ページをお開きください。

14款都支出金は3,067万5,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、2節児童福祉費負担金は114万円の増額であります。助産実施費用負担金の増額であります。

2項都補助金は2,953万5,000円の増額であります。

1目総務費都補助金、2節総務管理費補助金は24万9,000円の増額であります。スポーツ振興等事業費補助金の計上で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催機運醸成等として、成人式で配布しますスポーツタオルの購入経費に係るものであります。

2目民生費都補助金は2,374万6,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は9万3,000円の増額であります。

老人クラブ運営費補助金は1万5,000円の増額、次の高齢社会対策包括補助事業補助金は7万8,000円の増額であります。いずれも老人クラブが1団体ふえたことに伴うものであります。

2節児童福祉費補助金は2,365万3,000円の増額であります。

子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は387万2,000円の増額、次の子供・子育て支援交付金は700万円の増額であります。いずれも奈良橋市民センター内の学童保育所第一クラブの第二育成室改修工事費等に係るものであります。

保育課の認証保育所補助事業補助金は973万9,000円の増額であります。対象児童の見込み増に伴うもので

あります。

認可外保育施設利用支援事業補助金は184万5,000円の増額であります。対象児童の見込み増に伴うものであります。

保育対策総合支援事業費補助金は4万7,000円の増額であります。保育士等の確保に向けた説明会の開催経費に係るものであります。

森と自然を活用した保育推進事業費補助金は115万円の計上ですが、自然環境を活用して子供の生きる力を育むことを目的とした東京都による単年度の補助事業で、民間保育園等で行います園外活動費に係るものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は153万7,000円の増額ですが、医療保健政策包括補助事業補助金の増額で、障害者医療費助成システム修正委託料に係るものであります。

8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は400万3,000円の増額ですが、スクールサポートスタッフ配置事業補助金の増額で、スクールサポートスタッフ配置校の追加決定に伴うものであります。

15ページをお開きください。

17款繰入金は1億8,911万円の減額であります。

1項基金繰入金は6億2,659万2,000円の減額であります。

1目1節財政調整基金繰入金は6億159万2,000円の減額ですが、補正予算（第2号）の財源調整としまして、財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

2目1節一般会計減債基金繰入金は2,500万円の減額ですが、平成29年度の決算剰余金の確定等に伴う補正予算（第2号）の財源調整としまして、一般会計減債基金の取り崩しを皆減するものであります。

2項特別会計繰入金は4億3,748万2,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は2億5,369万9,000円、3目1節介護保険事業特別会計繰入金は1億5,761万2,000円、4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は2,617万1,000円の計上ですが、いずれも平成29年度の精算に伴うものであります。

17ページをお開きください。

18款繰越金、1項1目1節繰越金は12億2,083万1,000円の増額であります。平成29年度の決算剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

19ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入は1,717万1,000円の増額であります。

1目1節の雑入は100万円の増額ですが、青少年の健全育成事業に係る自治総合センターコミュニティ助成金の計上であります。

4目過年度収入は1,617万1,000円の計上であります。

1節国庫負担金は768万8,000円の計上であります。いずれも平成29年度の精算に伴います過年度収入であります。

3節都負担金は848万3,000円の計上であります。いずれも平成29年度の精算に伴います過年度収入であります。

21ページをお開きください。

20款1項市債は1億6,476万円の増額であります。

6目教育債は8,220万円の減額であります。

1節小学校債は8,010万円の減額であります。小学校特別教室等冷房設備設置事業債の減額で、起債額の積算内容の変更に伴うものであります。

2節中学校債は210万円の減額であります。中学校特別活動室等冷房設備設置事業債の減額で、起債額の積算内容の変更に伴うものであります。

9目1節臨時財政対策債は2億4,696万円の増額であります。平成30年度の発行可能額の確定に伴い増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は16億7,405万8,000円の増額で、補正後の予算額は320億9,178万2,000円となるものであります。

23ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は1億9,403万6,000円の増額であります。

1項総務管理費は1億9,036万4,000円の増額であります。

6目財産管理費、3の財産管理事務費は413万7,000円の増額であります。芋窪緑地の樹木伐採等委託料の計上であります。

7目企画費、1の企画業務費は49万9,000円の増額であります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催機運醸成等として、成人式で配布しますスポーツタオルに係る消耗品費の増額であります。

10目電算管理費は525万7,000円の増額であります。

1の情報システム管理・運営事業費は155万2,000円の増額であります。システムサーバー室の火災センサー等更新委託料の計上であります。

2の社会保障・税番号制度関連システム整備事業費は370万5,000円の増額であります。マイナンバーカードへの旧姓併記等に係る社会保障・税番号制度関連システム修正委託料の計上であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は251万5,000円の増額であります。施設修繕料及び備品修繕料の計上等であります。

25ページをお開きください。

13目市民センター費は193万3,000円の増額であります。

1の市民センター管理事務費は8万7,000円の増額であります。集会室の利用申請書に係る印刷製本費の計上であります。

2の奈良橋市民センター管理費は83万6,000円の増額であります。施設修繕料と樹木剪定委託料の増額であります。

5の上北台市民センター管理費は44万3,000円の増額、7の南街市民センター管理費は56万7,000円の増額であります。いずれも施設修繕料の増額であります。

15目諸費は1億7,602万3,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は940万円の増額であります。今後の還付金等の見込みによるものであります。

2の福祉関係返還金から、次のページの12の衛生関係返還金まで、8課分の合計で1億6,662万3,000円の計上であります。平成29年度の精算に伴う国や東京都などへの返還金の計上であります。

27ページをお開きください。

2項徴税費、2目賦課徴収費、2の徴収事務費は367万2,000円の増額であります。納税管理及び徴収補助等業務委託料の計上であります。

この委託につきましては、行政改革大綱に基づく取り組みとしまして、市税等の収納率の向上を図るため、納税課におけます滞納整理及び収納管理の事務処理の一部を民間に委託するものであります。

委託を予定しております業務としましては、催告システムを使用した納税案内業務、催告書、督促状等の発送業務、市税及び国民健康保険税の収納と還付処理業務、財産調査や差し押さえ、収納に係る調書作成業務等であります。

この委託により、事業者に蓄積された専門的知識を活用し、事務の合理化や効率化を図ることで、徴税吏員の業務である公権力の行使に専念できる環境をつくり出し、市税等の収納率の向上による歳入の確保を図ろうとするものであります。

補正額につきましては、委託期間のうち、平成30年度に必要な経費を計上するものであります。

また、委託につきましては、平成31年6月からの本格稼働を見込み、契約期間につきましては、債務負担行為補正の納税管理及び徴収補助等業務委託とあわせまして、平成31年2月から平成36年3月までを見込んでいます。

この期間には、本格稼働前の準備などの期間が含まれており、また徴収対策の経年のデータを蓄積、分析することで収納率の向上の効果を高めるため、約5年間の期間としているものであります。

29ページをお開きください。

3款民生費は5,330万9,000円の増額であります。

1項社会福祉費は427万2,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は219万1,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は610万2,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うもので、職員給与費等繰出金の増額であります。

4の介護保険事業特別会計繰出金は199万円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うもので、事務費繰出金の増額であります。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は590万1,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うもので、療養給付費繰出金の減額等であります。

3目老人福祉費、13の老人クラブ育成事業費は13万7,000円の増額であります。団体数の増に伴います老人クラブ補助金の増額であります。

4目障害者福祉費、1の障害福祉管理事務費は194万4,000円の増額であります。地域生活支援拠点等の整備に向けた検討会議の委員報償や障害者医療費助成システム修正委託料の計上等であります。

31ページをお開きください。

2項児童福祉費は4,900万1,000円の増額であります。

2目児童措置費は2,450万7,000円の増額であります。

1の児童措置管理事務費は19万円の増額であります。保育士等の確保に向けた説明会を開催するに当たり、会場使用料等を計上するものであります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は75万円の増額であります。民間保育園15園に係る森と自然を活用した保育推進事業補助金の計上であります。

4の認可外保育施設利用者に対する補助事業費は368万9,000円の増額であります。対象児童の見込み増に伴います認可外保育施設利用者に対する補助金の増額であります。

5の認証保育所補助事業費は1,952万8,000円の増額であります。対象児童の見込み増に伴います認証保育所補助金の増額と、森と自然を活用した保育推進事業補助金の計上であります。

6の認定こども園事業費は5万円の増額、7の小規模保育事業費は20万円の増額、次のページ、34ページになりますが、8の家庭的保育事業費は10万円の増額であります。いずれも森と自然を活用した保育推進事業補助金の計上であります。

33ページをごらんください。

5目母子福祉費、10の助産実施事業費は465万1,000円の増額であります。対象者の見込み増に伴います実施事業費の増額であります。

6目児童館費、2のかみきただい児童館運営費は9万8,000円の増額であります。事務室におけるLAN配線等工事費の計上であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は1,974万5,000円の増額であります。学童保育所の待機児童対策としての学童保育所第一クラブ、第二育成室改修工事費の計上等であります。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、2の生活保護事務費は41万8,000円の減額であります。被保護者の就労支援に係る嘱託員報酬等を減額し、被保護者就労支援事業委託料を増額することによるものであります。

35ページをお開きください。

4項1目国民年金費、2の国民年金事務費は45万4,000円の増額であります。制度改正に対応するための国民年金システム修正委託料の増額であります。

37ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は51万9,000円の増額であります。

4の成人保健事業費は51万9,000円の増額であります。特定健康診査の検査項目の変更に対応するための健康管理システム修正委託料の計上であります。

39ページをお開きください。

8款土木費は5,109万2,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費は5,009万4,000円の増額であります。

1の道路管理費は4,009万4,000円の増額であります。向原・新堀地区周辺の浸水対策として一括清掃を行うための仲原排水管清掃委託料の増額であります。

4の道路補修事業費は1,000万円の増額であります。これまでの実績と今後の見込みによります道路補修費の増額であります。

3項都市計画費は99万8,000円の増額であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は6万3,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費、1の公園管理費は334万8,000円の増額であります。都市公園法の一部改正に伴いまして、公園遊具等点検委託料を計上するものであります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は228万7,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

41ページをお開きください。

9款1項消防費は1,804万円の増額であります。

3目消防施設費、1の消防施設管理費は751万円の増額であります。防火貯水槽撤去等工事費の計上であります。

4目災害対策費、1の災害対策事業費は1,053万円の増額であります。災害用医薬費を更新するための医薬材料費及び計測震度計システム更新委託料の計上であります。

43ページをお開きください。

10款教育費は5,895万円の増額であります。

1項教育総務費は645万3,000円の増額であります。

2目事務局費、2の教育事務管理費は1万円の増額であります。費用弁償の増額であります。

3目教育指導費は644万3,000円の増額であります。

3の児童・生徒指導事業費は244万円の増額であります。普通学級介助員等賃金の増額であります。

18の学力・授業力向上推進事業費は400万3,000円の増額であります。追加決定されました6校分のスクールサポートスタッフ賃金の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費は2,675万5,000円の増額であります。

1の小学校運営費は192万8,000円の増額であります。第十小学校体育館のどんちょうに係る学校運営備品購入費の増額であります。

2の小学校環境整備事業費は2,482万7,000円の増額であります。第四小学校プール改修工事費、第五小学校プールフェンス設置工事費、小学校高圧受電用区分開閉器取替工事費の計上であります。

3項中学校費、1目学校管理費は1,271万5,000円の計上であります。

45ページをお開きください。

1の中学校運営費は536万5,000円の増額であります。施設修繕料の増額と第三中学校理科室の実験台に係る学校運営備品購入費の増額であります。

2の中学校環境整備事業費は735万円の増額であります。第一中学校北側フェンス設置工事費、第二中学校北側フェンス改修工事費、中学校高圧受電用区分開閉器取替工事費の計上であります。

4項社会教育費は318万4,000円の増額であります。

1目社会教育総務費、11の青少年対策事業費は145万7,000円の増額であります。青少年の健全育成を目的としたスポーツ・ダンス体験フェスティバル事業補助金の計上であります。

2目公民館費、1の中央公民館事業費は4万8,000円の増額であります。プロジェクタースクリーン購入費の計上であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は167万9,000円の増額であります。施設修繕料の増額と、多目的トイレ改修工事費の計上であります。

47ページをお開きください。

5項保健体育費、2目体育施設費、1の体育施設運営費は984万3,000円の増額であります。市民体育館バスケットゴール改修等工事費の計上であります。

49ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は12億9,811万2,000円の増額であります。

財政調整基金は、平成29年度の決算剰余金が確定したことによりまして、その2分の1に相当する額の7億1,041万6,000円を積み立てるものであります。

一般会計減債基金は、今後の公債費負担等に備えるため、決算剰余金の一部の1億円を積み立てるものであります。

公共施設等整備基金は、今後の公共施設等の老朽化対策や更新に備えるため、決算剰余金等の一部の4億8,768万6,000円を積み立てるものであります。

なお、このうち平成29年度の都市計画税の用途剰余金分として1億8,768万6,000円が含まれております。

旧日立航空機株式会社変電所基金は、平成29年度の積み残し分の積み立てとして1万円の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は16億7,405万8,000円の増額で、補正後の予算額は320億9,178万2,000円となるものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○9番（和地仁美君） 補正予算書4ページに計上されております債務負担行為の補正、追加、納税管理及び徴収補助など、業務委託について何点かお聞きしたいと思います。

まず、この債務負担行為の補正予算の提案は、何でこのタイミングに出てきたのかということです。資料によりますと、昨年10月には先行事例として伊勢原市に視察に行っているようです。このような取り組みは、いつから検討していたのかということもあわせて教えていただきたいと思っております。

それから、今回の資料では先行自治体2つを視察したということも提供していただいておりますけれども、先行導入した自治体の事業成果についてはどのように把握しているのか教えてください。

また、市では今回5年間の長期契約を計画しているということですが、なぜ5年間なのか、その理由と5年間の委託の費用対効果をどのように見積もっているのかを教えてください。

それから、そもそも論になっちゃうかもしれませんが、公権力の行使に関連する決裁準備などの補助的な業務を民間に委託することはできるのか。国でもいろいろ議論がされているようですが、その点について教えてください。

さらに、今回の委託業務については、秘密の保持、また個人情報の保護について留意する必要がある内容だと思うんですが、これらについての対策はどのように考えているのか教えてください。

また、提出いただいた資料では、現行の嘱託員及び臨時職員については、経験者として採用していただくことが前提となっているようですが、嘱託員、臨時職員の方にはどのタイミングで、どのように説明をする予定でいらっしゃるのか教えてください。

また、あと受託業者の方が決まって運用が開始された際には、その受託業者の職員の方が市民の対応をする、直接するという場面が、窓口、それから電話、それから臨戸というようなところであるようですが、その際の接遇などについてはどのような管理、指導になるのかについても教えてください。

○納税課長（中野哲也君） それでは、納税管理及び徴収補助等業務委託のことについて、補正予算の提案、なぜこのタイミングになったのかという御質疑でございますが、当該業務委託を先行して導入した自治体への視察を実施してございまして、業務内容や運営方法及び専門事業者の業務水準の検証を踏まえたこと、そして当該業務の事業成果を決算期における徴収実績等により確認したこと。また、BPOの手法によりまして、徴収事

務の包括委託を長期にわたり運用している自治体の視察もあわせて実施しております。この中で、安定的な収納率と業務水準の確保を含めた事業成果が確認できたため、直近となる第3回市議会定例会で提案する補正予算（第2号）の提案となったものでございます。

次に、このような取り組み、いつから検討しているのかということですが、人員補強による体制構築が困難な状況の中で、いかに収納率の向上を実現していくか、毎年度、収納率の改善は図れているものの大幅な改善に至らない、滞納整理を次の段階に進めるためにも各市の事例をもとに研究してまいりました。平成29年8月に市税収納率の向上を図るため、徴収事務を包括的に専門事業者へ委託をしているという伊勢原市の実践例があることを知りまして、平成29年度10月に行政視察を実施しているものでございます。伊勢原市では、平成29年6月より税徴収事務の包括的な委託により、現年度課税分の徴収強化を図り、新規滞納者の発生を抑制する一方で、徴税吏員である職員は高額、困難案件の着実な滞納整理を推進し、高額滞納者の割合の抑制を図り、滞納繰越額、調定額の圧縮に努めておりまして、当市で抱える滞納整理の課題を解決する手法として、同様な方法で滞納整理、滞納処分の執行停止や差し押さえなど、徴税吏員の実施主体が限定されている業務に専念し、滞納整理を進めていく、推進していくことが担保できたと感じております。

また、この2つの自治体を視察したときとのことで、事業成果についてです。こちらにつきましては、神奈川県伊勢原市の当該業務の事業成果によりますと、平成29年度の決算状況で市税収納率、現年分、滞繰分、合わせた総計ということで95.9%でございます。昨年、95.1%ということでございますので、0.8ポイント上回る結果となっております。また、国保税の収納率につきましても、同様に現年、滞繰の総計ということでございますが、71.4%で昨年度の69.5%を1.9ポイント上回る結果となっております。また、滞納繰越調定額についてであります。市税で約8億1,400万円になっておりまして、昨年度、10億900万円あったものが1億9,500万円の滞納繰越額の調定額を圧縮しているという結果でございます。同様に国保税におきましても9億7,000万円で、昨年度の11億200万円あったものを1億3,200万円減をしている結果となっております。こうした中で、滞納処分の執行停止や差し押さえ等によりまして滞納繰越調定額の圧縮を行い、滞納整理を進めておるということでございます。

次に、市では5年間の長期計画を計画をしています。そのなぜ5年間なのかということと、5年間の委託の費用の効果ということはどう見積もっているのかという御質疑でございます。こちらにつきましては、当該業務のPDCAの実証検証には、催告対象者の動向や最適な催告方法、それに伴う収納結果など、業務年数を積み上げることでより多くのデータが蓄積されまして、データ分析を図ることができるため、少なくともそういったものについては3年間のものが必要であると認識しております。そういった中で、3年間という長期契約の場合では、実証検証する前に新たな契約手続となってしまいますので、その検証結果が業務に反映が不十分になってしまうということがございましたので、5年間の長期契約としたものでございます。

また、5年間の委託の費用対効果につきましては、当該委託業務の導入によって職員人件費の抑制を初めとした行政経費の削減に努めながら、収納率の向上を実現していこうと考えております。具体的には、まず歳出についてでございますが、当該業務委託費用に補正額を含め5年間でおよそ3億2,900万円でございます。当該委託業務の導入に伴う人件費の抑制を初めとした行政経費の削減分として、5年間でおよそ1億8,400万円で、差し引き1億4,500万円となります。年額の換算をしますと約2,900万円が歳出負担となっております。さらに、先行して導入した自治体の当該業務の委託事業の成果を鑑みますと、当市の市税収納率について0.3ポイント以上の改善を図れるという実現性があることから、市税増収分として年額3,900万円、これは29年度の

決算ベースでございますけれども、算出も可能であることから、歳出における負担につきましては相殺することができると考えております。

また、公権力行使につきまして、民間委託が公権力行使などの補助業務を民間委託にすることができるのか、それと秘密の保持、個人情報の保護についての留意点、留意が必要であるということで、これらの対策、どう考えているのかという御質疑でございますが、こちらは平成17年4月1日に総務省自治税務局企画課長からの通知で、地方税法の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項についてという通知がございました。こちらにつきましては、税の徴収部門において、民間事業のノウハウを活用できる業務については、業務委託を一層推進するよう通知がなされているものでございます。その中で、公権力の行使を包括的に民間委託に、民間委託業者に委託することは、公権力行使の部分についてはできないものであるが、この規定では公権力行使の関連する補助的な業務を民間委託に推進することは、個人情報の保護政策との整合を留意して、一層進めるようにといった内容が書かれております。このことから、当市においても納税管理及び徴収補助等の業務といたしまして、コールセンター業務と先ほどお話ししました催告書及び督促状の発送業務、そういったものを外部委託するものでございます。

また、秘密の保持及び個人情報保護につきましては、その対策としまして、事業者の評価となるプライバシーマーク、こちらが付与されてる業者に、選定における条件として位置づけていきたいというふうに考えております。また、個人情報保護に関連する法律及び東大和市の個人情報保護条例の遵守についても、契約の履行を求めていきたいと考えております。

現行の嘱託員及び臨時職員についての経験者として採用が前提となることだが、どのようなタイミングでそのようなことを説明するのかという御質疑でございますが、現在、納税課で仕事をされている嘱託・臨時職員の皆様には、本日の市議会、本補正予算をお認めいただいた場合に、本会議終了後にお集まりいただきまして、議員の皆様にご提供させていただいた資料を一部使いまして、私のほうから業務の必要性を御説明し、御理解、御協力を賜りたいと考えております。

仕事をする場所につきましては、同じでございますが、雇用主が変わるということでございますので、その点、十分な説明をいたしまして、不安の解消に向けたフォローにつきまして十分配慮していきたいと考えております。

それと、最後に受託事業者の職員が市民との対応を直接することになるということで、窓口、電話、臨戸、そういった接遇についてはどのような形で管理、指導していくのかということでございますが、これは市で定めた職員接遇マニュアルに基づく運用を、事業者職員への研修の実施などを含めて契約の履行を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先ほど費用対効果のところを、ちょっと口頭で数字を言っていたので、確認なんですけれども、平成29年度ベースでという前提がございましたけれども、最終的には年ベースで1,000万円ほど歳入がふえるということでよいのか、これは再度確認をさせていただきます。

それから、最後の御答弁で、接遇については当市の職員に対する接遇マニュアルなども活用していただいて、受託業者さんのほうで研修、指導していただくというお話でしたが、例えばこの臨戸とかの際に委託業者の職員の方が市民のお宅を訪ねるといときに、私は市の職員ですという形を名乗られて行かれるのか、それかもしくは市から委託されている会社の者ですという形で訪問されるのか、そこら辺の点はどういうふうになって

いるのでしょうか。また、市民の方も市の職員でなければ話になりませんというふうに思われる方もいると思うんですね。委託された人ですかという形になった場合はこういった対応になるのか、そこら辺についてもどういう計画をされて——計画というかですね、どういう対応になっていくのかを教えていただければと思います。

また、この補正予算のほうが議決されれば、その後、嘱託員の方、臨職の方については今後の概要からさまざまな対応について説明をされるということでしたけれども、現在の働き方が維持できるように、受託業者の方にも配慮していただけるように調整をしていくということでしたが、これは相手のある話ですので、受託業者の方が、それは難しいですという場合はゼロ%ではないというふうに思います。ですので、これについては確定ではないというような認識でいられるのかどうかもお聞かせください。

また、臨職、嘱託員の方に説明をされるということですが、同じような仕事が、雇用主が変わって、ここで同じ場所で働くんですよというお話をされると思うんですが、市に雇用されているというところを担保と考えていらっしゃる方、また安心感と考えていらっしゃる方というのも皆無ではないというふうに考えます。業務が変わってもいいので、市のもとで仕事を続けたいというふうに希望を持たれた方については、どういった対応を予定されているのか教えてください。

また、委託後は徴税吏員の方が専念する業務、専念すべき業務に集中できるということでしたけれども、具体的にはどういった——先ほど困難な方、高額滞納者というような形で御答弁いただいておりますけれども、具体的にはどのようなことに専念して、その専念したことによってどういう効果を期待しているのかということ、専念することでどういう効果が期待できるのか教えてください。

あとちょっとざっくりとした内容で恐縮なんですけど、委託という形ですが、この庁内で現状の職場と同じ、いわゆるオフィスの中に委託業者の方が、一緒に混在して仕事をするという、今回形になると思いますが、その職場環境などの具体的な絵が、絵がちょっといま一つ浮かびませんので、そこら辺の今、計画、予定されているイメージの範囲で構いませんので、そこら辺をもう少し詳細に教えていただければと思います。

○納税課長（中野哲也君） まず、臨戸の際の対応でございます。臨戸窓口等の対応でございます。

窓口や電話、臨戸につきましては、東大和市納税課と名乗り対応するというのを考えております。事業者職員は、徴税吏員ではありませんので、専門事業者については徴税吏員ということではないので、滞納処分を前提としたお話はできないというふうに理解しておりますので、そういったところでいろんなところで徴税吏員、市の職員でないとお話できないということであれば、エスカレーション事案として正規職員に引き継ぐということを考えております。

また、現在の働き方を維持できるような配慮ということで、これは相手のある話で確定ではないという認識かという御質疑でございますが、もちろん業者の契約が済んでおりませんので、確約したという話ではないんですけれども、現在働いている嘱託員や臨職につきましては、安定した業務運営のために従事者の定着が重要であると認識しております。このことから、現行の嘱託員及び臨時職員のスキルを生かすことのできる経験者としての採用について、受託事業者と調整を図ってまいりたいと考えております。また、受託事業者の雇い上げにつきましては、現在の働き方が維持できるような配慮についても、調整を行っていきたいと考えております。

そこに対するケアについてでございます。市に雇用されたいという人もいるのではないかとすることは、そういう希望の方にはどのように対応をするのかということでございますが、委託業務でなく、引き続き市の業

務として仕事をしたいという方につきましては、雇用契約の期間の範囲までは勤務をしていただくことを考えております。その後において納税課の業務は委託となるため、納税課の業務を継続することはできないのですが、平成32年の4月からの会計年度任用職員までの間となりますが、他の職場の臨時職員を希望される方には、情報提供など努めてまいりたいと考えております。

それと、公権力行使、そういったものに専念することによって、こういった効果が期待できるのかということですが、公売の実施や滞納整理の執行停止など行われることから、滞納繰越調定額の圧縮が図れると認識しております。

また、先行導入した伊勢原市や市原市においても、こういった公権力の行使業務に特化するということで、滞納繰越調定額の圧縮が図れるといった実績が認められておりますから、こういったところが効果として期待できるのではないかと考えております。

それと、業務委託後の職場環境など、具体的なイメージについて少し説明してほしいということですが、業務は委託しますが、執務場所は現在の納税課の課内の業務となります。また、市民の皆様から正規職員と受託業者の区別がつきにくいということもございますので、今後、受託事業者との調整となりますが、物理的な対応といたしまして、ユニホームの着用や執務場所をパーテーションで区切るなど対応を考えていきたいと思っております。

それと、最後に1つ目の質問にありました0.3ポイントの改善で年1,000万円の歳入増加ということですが、0.3ポイント改善することで1,000万円の歳入増は図れると考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、補正予算について何点か質疑させていただきます。

まず歳入のほうで2点伺いたいんですけども、9ページの地方交付税であります。当初予算と比較して3億7,619万円の増額補正ということでございます。毎年度、9月の定例会で地方交付税の確定をするための補正が行われておりますけれども、昨年度と比較しても大きな増額となっております。依存財源とはいえ、歳入確保ができるということは大変望ましいわけでございますけれども、今回どのような要因で交付税が増額されるのか、この点について確認させていただきたいと思っております。

それから、同じく歳入について、21ページの臨時財政対策債でありますけれども、こちらについても毎年度この時期に確定をしているものと思っておりますが、今年度の増額となった要因はどのようなものか。また、本市においては臨時財政対策債の活用について、どのような方針で財政運営に取り組まれているのか、改めて確認させていただきたいと思っております。

続いて、4ページの債務負担行為補正、納税管理及び徴収補助等業務委託、また28ページの徴収事務費について、先ほど質疑がございましたけれども、私のほうでも何点か確認をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に毎年の決算審査におきましては、これまでも納税課等の御努力によりまして収納率の向上が図られてきたものというふうには認識しておりますけれども、その上で現状の収納業務においてはどのような課題があるのか。また、今回事務の一部を外部委託することによりまして、どのような業務改善の効果が図られるのかお尋ねしたいと思っております。

続いて、2点目ですけれども、業務委託の限度額、先ほど御説明ありましたように、5年間で3億2,593万円、高額でありますけれども、この積算根拠について詳細に御説明をさせていただきたいと思っております。また、この点についても先ほど質疑がございましたけれども、0.3ポイントの収納率の改善が図られるということですが、

これは確実に歳入増につながっていくということで、どのような調査をもって、このようなお考えを示されているのか、再度伺いたいと思います。

3点目に、納税管理等の収納業務について、現状でどのような人員体制になっているのか。また正規職員、臨時職員等の役割分担等は、現状はどのようになっているのか。また、今回御提案いただいているような形で外部委託することによりまして、現在の職員体制はどのように変化していく見込みなのかお尋ねしたいと思います。

4点目に、やはり一番、今回重要な取り組み、市のお考えを確認したいのは、やはり納税業務、特に市民の個人情報の中でも最も秘匿性の高いものであるかと思いますが、外部委託することによって本当に情報漏えいのおそれはないのか、市としてその安全性をどのように担保していくのか伺いたいと思います。

それから、最後に5点目ですけれども、今回の補正予算での御提案について、31年度、来年度の当初予算で計上するという点については検討されなかったのか、前倒しでの今定例会での補正予算での御提案となった理由、またおくれた場合の影響等についての見込みについて伺いたいと思います。

以上です。

○財政課長（川口荘一君） 初めに、補正予算書9ページの地方交付税のうち、普通交付税が増額となった要因でありますけれども、まず普通交付税の当初予算における見込みの考え方について、少し説明をさせていただきたいと思います。

当初予算におきましては、国の地方財政計画や地方財政対策、そして過去の実績等を勘案して見込み計上をしているところでございます。そして、この普通交付税は、分類するならば依存財源に分類されることとなりますので、担当といたしましては、過大な歳入予算にならないよう留意して見積もっているところでございます。

そして、今回、国の交付決定を受けまして、増額補正となったわけでありまして、全体的には基準財政収入額が当初予算と比較して約9,800万円の増額、基準財政需要額につきましては約4億8,600万円の増額、そして調整による減額が約1,200万円となっております。このことから増額の要因といたしましては、主に基準財政需要額の増額算定が今回の増額補正につながったわけですが、基準財政需要額の算定項目のうち、高齢者保健福祉費が約1億4,700万円の増となっております。これは高齢者人口の増加に伴います社会保障関係経費の増額といったものを反映した内容となっております。

また、障害児保育に係る地方財政措置の拡充等が、平成30年度に図られた部分がございます。社会福祉費が約6,500万円の増となっております。そのほかでは生活保護費、公債費、それぞれ約2,900万円、約1億3,200万円の増額ということになってございまして、今回の普通交付税の増額は、主に基準財政需要額の増額算定によるものということでございます。

続きまして、2点目の補正予算書21ページ、市債における臨時財政対策債の増額に関してでございます。

初めに、この臨時財政対策債の算定に関して少し説明させていただきたいと思いますが、この臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定上の財源不足が生じる団体に対しまして、発行可能額が現在は算定されることになってございます。臨時財政対策債を控除する前の財源不足、これは基準財政収入額から基準財政需要額を控除したものですけれども、この財源不足に補正係数等が加味されて算出されることとなります。今回の補正予算では2億4,696万円の増額となったわけですが、普通交付税の算定におきまして、先ほど説明したとおり基準財政需要額が増額となりまして、財源不足も拡大し、普通交付税の決定とあわせまして、

この臨時財政対策債の発行可能額が増額算定されたことが、今回の増額補正の主な要因となっております。

次に、この臨時財政対策債の活用等に関してでありますけれども、これまでの間、この臨時財政対策債、発行可能額、満額借り入れて財政運営を行ってございます。このことによりまして歳入を確保し、市財政の安定運営にもつながっていると認識しております。そして、各年度決算における財政指標につきましても、一定の健全性が維持されているということでございます。

今後におきましても、本来であれば地方にとって普通交付税による地方財政措置が望ましいというような認識でありますけれども、その状況の改善が非常に厳しいこともありますので、現実的な対応といたしましては、この臨時財政対策債を活用した財政運営ですね。当然国のほうでは臨時財政対策債の償還費は100%、普通交付税に理論算入されているというような制度上のこともありますので、今後におきましても臨時財政対策債を活用した財政運営、そして市民サービスの維持、向上にそのことがつながってくるというような認識でございますので、現時点では市にとって借り入れというのは得策ではないかというような認識でございます。

以上でございます。

○納税課長（中野哲也君） それでは、納税管理及び徴収補助等業務委託の御質疑についてお答えをしたいと思います。

まず初めに、現状の収納業務における課題ということでございますが、主な課題といたしましては高額滞納者の対策ができていないこと、それと不動産差し押さえということでの案件で、そういった部分が長期間放置されている、いわゆる塩漬け案件を抱えているといったことがあります。それと、新規滞納者の発生抑制、そういった部分が現年度課税分による対応ということで、そちらのほうがちよっと不十分であるというような課題を持っています。そういったところで、他市と比較いたしまして滞納繰越調定額、こちらの部分が26市においても大きいといったところがあります。また、他市の収納率も各市でこういった努力をしているといったこともありまして、そういった著しい伸長を——出ているところがありますので、そういったところで当市においてはおくれをとりたくないというような課題を持っていますところでございます。

それで、業務改善、こちらの委託に対して業務改善の効果をどのようなことで図られるかという御質疑でございます。こちらは専門事業者に蓄積されました技術的知識を活用いたしまして、事務プロセスの合理化や効率化を図れること、こういったことが効果として考えられております。また、徴税吏員の本来業務である公権力行使に専念できる環境をつくり出すということで、継続的な収納率の向上を実現できること及び安定的な収納率が確保できると認識しております。

それと、3番目に積算の根拠についての御質疑と歳入確保ができるかということでの見込みということで御質疑をいただいております。こちらにつきましては、先行で導入いたしました自治体と業務内容とか従事者数に違いがありますが、全て同じということではないんですけれども、最近導入しました伊勢原市のほうの経費と比較をさせていただきまして、システムの使用料であったり、従事者人件費についても同額の経費規模であるということから、そういった内容で経費の見積もりをしておりますけれども、妥当であると認識しております。また、こちらの歳入確保につきましては、先ほど収納率の部分について、当市の目標としてこういった公権力行使に特化することができるということであれば、毎年0.3ポイントの上積みを図ることが可能であるということが見えてきますので、そういったところを考えれば、決算ベースで3,900万円という歳入増を見込むことができますので、今考えている年負担の2,900万円の委託費用は相殺できると認識しております。

次に、現状ですね、納税管理等の収納業務について現状どのような人員体制で行っているのかということで

ございますが、現在、納税課では管理係と納税係の2係体制という形でやっております、業務としては収納管理、滞納整理とした2つの業務を行っております。まず管理係でございますが、正規職員4名、臨時職員5名という体制で収納管理業務を行っております。主な業務としましては、市税、国保税等の収納に伴う現金の取り扱い、領収書の発行であったり、納税証明書、郵便振り込み事務など、そういった経理事務、それと口座振替等の登録の受け付け、税の還付の事務、そういったものを管理係のほうでやっております。今後は今まで正規職員が担っていた業務の一部を外部委託にすることも含めまして、管理係の正規職員の定数を見直しまして、今4名の定員でございますが、2名の正規職員と7人のスタッフという形での実施体制で、これから業務を遂行していきたいというふうに考えております。

次に、納税係でございますが、正規職員9名と嘱託員、こちら市税等収納推進員でございますが、今5名おりました滞納整理業務を行っております。主な業務といたしましては、公権力行使ということで、徴税吏員に実施主体が限定されている業務のほかに、納税案内業務ということと、来庁者等の相談の対応などか督促状、財産調査等の発送など行っているものでございます。この中で嘱託員といたしましては、市税等の徴収に係る徴税吏員の補助事務としまして、財産調査業務と土曜開庁時における納付案内勧奨を担っております。今後は納税係の正規職員の定数は、こちらは変更せず、実施主体が限定される公権力行使の業務に専念しまして、困難案件に着手していきたいというふうに考えております。

それと、外部委託することによって現在の職員体制どうなるのかということでございますが、今後実施体制としましては、納税係のことでございますが、9名の正規職員と9名のスタッフ、専門事業者ということで、今の業務に引き続き当たるということでございますが、それと同時に新たに現年対策といたしまして、電話催告システムを活用しましたコールセンター業務というものを立ち上げて、先ほど課題になっておりました新規滞納者の発生抑制といった取り組みを考えております。電話催告等で連絡のとれない方には、携帯電話等のショートメッセージ、そういったものの納税案内等も実施していきたいというふうに考えております。

それと、個人情報、情報漏えいなどのことについての安全性の担保でございますが、こちらにつきましては先ほど御質疑もございましたが、個人情報保護条例の適用を受けるような形になると認識しております。個人情報保護条例の中で、受託者の責務ということで、私たち職員と同じような、この個人情報保護条例の適用と、それに伴う罰則等もそういったところで付与されるということがございますので、今と同様な個人情報の厳密な管理をしていきたいというふうに考えておることと、あとこちらの事業所につきましては、専門事業者ということもあります。取り扱ってもらう場合は専門事業者になりますので、プライバシーマークの付与ということを前提としておりますし、またそういったところで業者のリスクマネジメント、そういった部分での情報漏えいの対策等を担保しながら、必要があればそういったところで個人情報漏えいに対する誓約書といったものも、当たるスタッフに対して誓約書を担保としてとりたいというふうなことも、検討してるところでございます。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） それでは、最後の質疑で、なぜこれらの外部委託につきまして、当初予算ではなく今回の補正予算でという、債務負担でということの御質疑でございますが、私ども地方自治法にございます総計予算主義というのは十分承知しておるところでございます。一方で、私ども市の収納率のアップというのは、徴税吏員にとっての大きな命題を抱えてございました。先ほどの他の議員の質疑にもございましたように、今の現行の職員体制をなかなかふやすということができない中で、滞納繰越分の圧縮というのを図っていかんけ

ればならないと、新たな業務を見つけなければならないということで、常日ごろ私ども調査研究をしてたところでございます。昨年の8月に税の情報で、伊勢原市でこういったBPOという先進的な業務に取り組んでいるところを知りまして、それにつきまして早速、私も含めまして視察に行つたと。視察に行つて、そちらの委託の内容を確認したと。これはうちにも取り入れられるんじゃないかと思いましたが、実際の効果が見えない。効果は5月の出納閉鎖が終わつて、収納率が出てみないとわかりませんので、伊勢原にはその収納率を確認しましたところ、現年、滞繰、合わせまして0.8ポイントの向上があつたと。でも、伊勢原市の単市だけでは、単年度しかやっておりますので、その継続の効果が期待できませんので、さらに千葉県の市原市、こちらは4年間継続して同じ業務を行っておりますので、そちらの業務も視察をいたしました。そちらでも効果を引き続き確認できましたことから、私ども一刻も早く収納率の向上に取り組まなければならないと、来年度の当初予算に載せますと滞繰整理業務が1年おくれてしまつて、32年度からとなつてしまいますので、ぜひ私ども31年の6月から収納、滞繰整理業務に取り組みたいということから今回の補正をさせていただいたと。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 7分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を終了して御異議ございませんか。

○3番（上林真佐恵君） それでは、質問させていただきます。

予算書のまず4ページと28ページのところで、納税管理及び徴収補助等業務委託のところで、これまでも他の議員の方も質疑を行つてましたが、私のほうからも幾つか聞きたいと思ひます。

まず収納率を上げるということで、目的の中で収納率を上げていくという御答弁でしたけれども、他市では必要最低限の生活費まで差し押さえるというような、強権的な収納強化ということも問題になっているんですけれども、この収納率を向上させるための業務委託という、この事業の目的との関連で、この点どうなっていくのか市の認識を伺ひます。

また、収納率を上げるための努力というのは、これまでも市のほうでも当然行つてきたと思うんですけれども、第5次行政改革大綱のこの推進計画の中にも、何点かこの収納率を上げるための取り組み内容として3つ、給付、納付方法の拡充であるとか、コンビニエンスストア納付による納期内納付率の向上、差し押さえ、動産のインターネット公売の活用というふうに記載しているんですけれども、これらのことが業務委託でないとできないことなのか、もし業務委託でないとできないというふう結論づけたのであれば、その理由について教えてください。

続いて、いただいた資料の中に先行市を視察した資料があつたんですけれども、結果についてそのレポート、報告というようなものがないんですけれども、先ほど効果については御答弁あつたんですが、この先行市の事例で懸念されるものとしてはどのようなものがあつたのか。また、先行市、2市ということで、それぞれ1年と4年というまだ短い実績であるかなというふうに思ひます。先ほど御答弁の中で、3年間は検証に必要だというようなこともありまして、1市については、その1回目の検証が終わつて4年ということで、もっと多くの検証が必要ではないかと思ひますが、その点についての市の認識を伺ひます。

それと、このいただいた資料の中に、業務委託をする事業については書いてあるんですけども、市内事業について公権力の行使の業務というふうに御答弁ありましたけれども、具体的にはどのような業務が当たするのか教えてください。

また、公権力の行使に専念ということですけども、先ほど他の議員に対する御答弁で、滞納処分については職員に、業務委託の方から職員にエスカレーションが必要というような御答弁あったんですが、これ以外にどのような、そういうエスカレーションが必要な業務としては、どのような業務が想定されているのか、それについても教えてください。

続きまして、予算書の32ページですけども、児童措置費の中のこの森と自然を活用した保育推進というふうにあるんですけども、この内容についてもう少し詳しく教えてください。

続きまして、34ページの学童保育所費、運営費のこの学童保育第一クラブの第二育成室の改修工事費ですが、待機児童解消が目的というこの交付金なので、定員が当然ふえると思うんですが、どの程度ふえるのかということと、あとこの育成室の改修について、キッチンやトイレ、体を休める場所など、子供たちが生活していく、生活する場所として設備がどのようになっているのか確認をさせてください。

続いて、44ページの教育指導費のところ、児童・生徒指導事業費というところで、賃金、普通学級、介助員等を賃金増額というところですが、これは1人当たりの賃金単価が増額するものなのか、もしくは人がふえるということなのか、その点について確認をさせてください。

あと、その下のスクールサポートスタッフの賃金増額ということで、6校、新たに配置されるということですけども、いつから配置されるのか、あとどちらの学校に配置されるのか、予定も教えてください。

あと同じく44ページ下の小学校環境整備事業費の中で、第五小学校のプールフェンス設置工事費というところなんですが、これは6月に調査をしていただいた危険なブロック塀の調査結果を受けての対応かと思うんですけども、早急に対応を行う必要があるということで、資料、情報提供いただきましたけれども、この工事の進捗状況、工事がいつごろ完成する予定なのか教えてください。

以上です。

○納税課長（中野哲也君） 予算書4ページ、債務負担補正、それと予算書28ページの納税管理及び徴収補助等の業務委託に関する御質疑でございます。

まず一番最初に、この事業を導入することによって、差し押さえが強化されるおそれはあるのかということですが、先ほど他の議員からの御質問にありましたように、今私どもが抱えている課題といたしましては、やはり不動産の塩漬け案件ということで、滞納整理の部分でそういったところでの換価価値などを見定めながら、滞納処分の執行停止などを中心に行っていくということが、大きな課題だというふうに思っていますので、その滞納繰越の調定額の圧縮、そういったところが、この業務を導入するための一つの目的であると認識しております。したがって、今までもきめ細かな対応ということについては、引き続き権力の濫用にならないような窓口対応ということは、引き続きやっていくことは考えております。

また、2つ目に業務委託の根拠ということですが、いろいろと第5次行革大綱等に載っているクレジット納付等の委託の内容はございますけれども、やはり今回はBPOということで、ビジネス・プロセス・アウトソーシングということで、プロセスの部分をいかにアウトソーシングするかということが狙いでございますので、こういったところを直営でやっていくということになりますと、やはり先ほどお話ししました公権力行使といった部分に専念することができないということもございますので、そういった民間活力をうまく活

用しながら、滞納整理業務を進めていくといったものが根拠でございます。

3番目に、視察をしたときの懸念事項ということでございますけれども、今職員の異動という部分も、短期ジョブローターということで、3年から4年ということで異動してしまうということもございますので、そういったところでは納税のスキルという部分があります。例えば外部発注、今度、外部委託することによって配当計算書の作成等は業者が行うということがありますので、そういったところのスキルが職員の中になくなってしまいう空洞化の現象がありますけれども、そういった部分については職場内研修等を実施しながら、配当計算とはどういうふうにつくるのかということは、課内の研修の中で対応していきたいというふうに思っています。

あとは、こういった先進的な取り組みをした中で、やはりここに携わっていく徴税吏員という部分で、モチベーションがなければ、こういったBPOを取り入れてもなかなか滞納整理が進まないということがありますので、そういったモチベーションを有した職員をどう育成していくかということが重要であるということは、視察のときに話を伺ったところでございます。

それと、PDCAで検証が5年、それ以上というようにお話がありましたけれども、やはりこちら5年の長期契約にしたということについては、PDCAサイクルを回していく中で、3年の部分では検証の部分で違った契約行為のほうに移行しなければならないということがございましたので、こういったところをできるだけ長期ということで5年というふうに考えました。これまた10年というようにスパンで考えたときに、もし業務で、こういったところで数字がいい方向に結ばなかったときに、この業者との変更とかいうことも考えられるということから、5年というスパンで長期契約を考えたところでございます。

それと委託しない事務ですね、事業の具体的な例としましては、やはり公権力行使というところでございます。内容としましては、差し押さえであったり家宅捜索、そうしたまた公売であったり、滞納処分といったところで、公務員の中でも徴税吏員でなければできないそういった業務がありますので、ここは委託にすることはできませんので、こういったところを委託しないで直営で、徴税吏員でやっていくといった内容になっています。

また、最後にエスカレーションの問題でございますが、先ほど臨戸のお話をさせていただいたんですけど、やはり窓口や電話でもエスカレーションの部分は出てきますので、やはりそういったところで話の内容の中で、公権力行使のお話をしなければならぬ部分については、徴税吏員でない専門事業者については、そういった交渉はできませんので、そういった部分については徴税吏員である正規職員に引き継ぐといった内容を考えております。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書32ページでございます。森と自然を活用した保育推進事業についてでございます。この事業につきましては、都民による事業提案制度により提案された事業でございまして、30年度限りの事業でございます。

主な中身としましては、森林や里山、緑地等において園外活動で保育園児のほうこそちらのほうへ訪れて事業を実施するもので、内容が昆虫採集ですとか植物の観察、また農業体験なんかも項目としてありまして、芋掘りなどが対象になってくるかと思えます。この事業については、1園当たり人数に関係なく5万円が上限というような形で支給されるものであって、それにかかる消耗品ですとか交通費等が対象になるというような事業でございます。

以上でございます。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 補正予算書34ページ、学童保育所第一クラブ、第二育成室改修工事の件でございますが、今回の改修工事により、新たに29名の受け入れ枠を確保することができる見込みでございます。また、設備についてでございますが、内装工事をすることによって、給湯室ですとか、新たにトイレやエアコンの設置、あと専用スペースなどを確保できる予定でございます。

以上です。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 補正予算書44ページ、児童・生徒指導事業費の賃金でございますが、当初見込みました人数よりも介助の必要となります児童のお子さんがふえたことによりまして、そちらに対応します介助員の人数及び時間数をふやすという形で、そちらに対応するためのこの増額の計上という形になってございます。

以上です。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 同じく予算書44ページ、学力・授業力向上推進事業費の賃金についてでございます。スクールサポートスタッフを、いつから、どの学校に配置するのかということについてでございますが、10月上旬からを予定しております。学校につきましては、第一小学校、第四小学校、第六小学校、第一中学校、第四中学校、第五中学校でございます。

以上です。

○**建築課長（中橋 健君）** 補正予算書44ページ、小学校環境整備事業費の中の第五小学校のプールのフェンス設置工事につきましては、議員の皆様には情報提供をしたところですが、現在はプールサイドのブロック塀は撤去いたしまして、仮のフェンスをしているところでございます。今後につきましては、事業が終了しましたら早々に事務を進めていきたいと考えておりますが、ただ現在、国ではブロック塀等の安全対策にかかわる今後の支援措置の検討、また調整を進めておりますことから、今後の補助金の動向に注視し、工事の時期を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 予算書の4ページ及び28ページの業務委託の件で、収納率を上げるための努力というのは、これまでしてきたという中で、今回この業務委託ということをお提案されたということで、ほかにどのような検討がなされたのかということ、もう一度確認させてください。

あと先行市の視察した結果で懸念されるものとして、職員の方のモチベーションですとかスキルの空洞化、研修といった御答弁あったんですけども、ほかにもこの決められた業務を業務委託ということで、やっぱり準備に相当これは時間かかるのかなって、準備だけでも業務がかなり膨大になるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、職員の方の業務内容ということも変化がありますし、その点で職員の方の負担が大きくなり過ぎないようにするための対策として、どのようなことを考えているのか教えてください。

あと予算書の32ページの森と自然を活用した保育推進についてですが、これは年度途中の補正ということですから、ほぼほとんどの園で、もう既にこの年間計画ということで、1年間の行事の予定というのは組まれているかと思うんですけども、これ既に遠足とか芋掘りとか、そういう計画されてる行事にも、この補助金が充当することが可能なかどうか確認をさせてください。

あと34ページの学童保育所の改修工事費ですが、この建物について、耐震の基準がクリアされているかどうか確認させてください。

以上です。

○納税課長（中野哲也君） 予算書4ページ、債務負担、予算書28ページ、納税管理及び徴収補助等業務委託についての御質疑でございます。

まず収納率向上のためにほかで検討したものはあるのかということですが、やはりこれは人員の補強ということで、短期間でもそういった形で納税課のほうに人員補強をとということで、いろいろと調整をしてきてるんですけども、やはりなかなかそういったところでの実現は難しいということもありましたので、そういったところでまず外部委託を考えたということがあります。また、一部での委託ということ、他市で例えばコールセンターであったりとか、遠隔地での滞納の財産の調査であったりとかということで、一部で委託しているものもあるんですけども、やはり徴税吏員が公権力行使の業務に特化するという部分では、なかなかそういったところの時間の捻出までつながらないということがありましたので、やはりそういったプロセスの部分を含めて、包括的な委託の中でそういった時間を確保していくということを考えて次第です。そのことで、収納率の向上につながっていくだろうということ考えております。

また、モチベーションということで、委託を進めるに当たって職員の負担が重くなるのではないかとということが懸念されるということでございますので、こちらの部分についての対応としましては、先ほどもいろいろとお話ありましたように、今のスキル、ノウハウを持っている臨時職員、嘱託員ということ、雇用継続を確保するという部分については、引き継ぎの部分は円滑にいくのではないかと考えておまして、そういったところは行政のほうはまだ決まってませんが、そういったことも含めながら調整を図っていききたいなということ考えてるところでございます。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 予算書32ページ、森と自然を活用した保育推進事業についてでございます。

こちらのほうについては、まだ詳細な説明会が行われておりません。東京都のほうで、今月末ごろを予定しているのかなというふうに思いますが、あくまでも東京都のほうも途中から出してきた事業で、該当させないというのはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、既に組まれている事業に対しての補助はできるものではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○青少年課長（新海隆弘君） 予算書34ページの今回の学童保育所の改修工事の件ですが、現在の建築基準法上で建築されたものでございますので、耐震基準に適合しているものであると思われま。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） それでは、お伺いさせていただきます。

予算書39ページ、40ページ、道路管理費の中の委託料、仲原排水管清掃委託料増額でございます。当初予算を見ますと700万円ほどであったかというふうに思うんですけども、これが4,000万円になってきたという、この補正でこれだけの金額で出された理由と、その工事、その清掃委託の内容ですね、具体的な内容を教えていただければなというふうに思います。また、これがどのような効果を発揮するのかということも、あわせてお伺いさせていただきます。

続きまして、43ページから46ページにわたります小学校環境整備事業費及び中学校環境整備事業費でございます。他の議員のほうで五小のプールフェンスということでお話ございましたけど、私のほうから全体的にそれぞれの四小プールの改修、また高圧受電用区分開閉器の取りかえ工事、また中学校におけます一中の北側

フェンス設置、二中の北側フェンス改修、また中学校の高圧受電用の開閉器と、それぞれのその工事の内容と工期につきまして、御教示いただければと思います。

以上です。

○土木課長（寺島由紀夫君） 予算書40ページの道路管理費、仲原排水管清掃委託の増額についてでございますが、本委託につきましては浸水対策の一つとしまして、平成20年度から清掃を開始し、現在まで実施してございます。ここ3年は、毎年、予算700万円の中で、およそ80メートルずつ分割して清掃してきてまいりました。この清掃によりまして、雨水排水がスムーズに流れるように、また貯留管としての機能を発揮できるよう、浸水対策として道路冠水の軽減を図り、一定の効果が得られていたと考えてございますが、過去に清掃してきた箇所に既に土砂の堆積が見られ、分割して清掃していくことが必ずしも効率がよくございませんでした。そのため、ここで管の全体の調査を実施しましたところ、最下流から上流側の上仲原公園の南側部分まででございますが、約810メートルの区間におきまして土砂の堆積がございまして、その量は計算上ではございますが、およそ550立米ほどでございました。その堆積量全てを一度に清掃を行うことができれば、土砂の堆積を全てなくすことができ、なおかつ翌年度の清掃費用も少ない予算で全スパンの排水管内を常にきれいに保つことができるようになります。このようなことから、浸水被害の軽減効果を継続的に最大限発揮することができるため、今回、増額補正をしたものでございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書44ページから46ページの小中学校それぞれの環境整備事業費についてでございますが、まず初めに第四小学校のプール改修工事につきましては、プール槽内とプールサイド、こちらにプール専用のシートを張る工事、またあわせて附属室の外壁の塗装工事がございます。工期につきましては約四、五カ月ぐらいを予定しております。

続きまして、第五小学校プールフェンス設置工事につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、現在、仮のフェンスをしておりますので、こちらを新たに目隠しフェンスに取りかえます。工期につきましては、目隠しフェンスの納期が二、三カ月かかります。その後、工事が1カ月ということで、全体で約4カ月程度を見込んでおります。

続きまして、こちらは小中それぞれ同じになりますけども、高圧受変電用区分開閉器の取りかえ工事、こちらにつきましては高圧受変電設備などが原因で停電が起こった際に、周囲の建物に停電の波及事故を及ぼさないようにするための機能が装置されたものを交換する工事です。この波及事故とは、高圧受変電設備などに起因する事故によって、周辺の一部を停電させてしまう可能性もございますので、そういった事故を未然に防ぐように、この機器を、現時点で既存のついておりますが、老朽化してまいりましたので、耐用年数を過ぎるということで新しいものに取りかえる工事です。こちらにつきましては、学校の停電、また東京電力とも調整がございまして、年度内をめどに完了を目指しております。

続きまして、中学校のほうですが、第一中学校の北側フェンス設置工事につきましては、こちらは既存が万年堀と言われる一中の北側の門の横にあるプールの付近のあたりですけど、こちらに万年堀がございまして、劣化、損傷がありましたことから、現状、撤去済みでございます。こちらに新しいネットフェンスを設置するという工事でございます。工期につきましては、納期が一月から1.5カ月程度、残りの期間で1カ月程度で工事しまして、全体で大体2カ月程度で考えております。

続きまして、第二中学校の北側フェンス改修工事でございますが、こちらは第二中学校のちょうど北側の道

路に面したところのブロック塀でございますが、こちらも劣化がございまして、損傷もしてることから、今後危険を回避するという意味で、安全のためにということで、今回予算を計上しております。こちらもネットフェンスに取りかえるという工事でございますが、こちらも納期としては1カ月から1.5カ月の納期、またブロックの撤去がまだこれからですので、これも1カ月程度かかるということで、全体としては3カ月程度を見込んでおります。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、3点ほどいたします。

予算書の総務費の24ページ、財産管理事務費のところですけども、芋窪の緑地樹木伐採等の委託料ですけども、これに関しては、緑地に関してかなり伐採の幅が広いですけども、今回この補正に至った理由と場所と時期について。

続きまして、教育費の44ページ、先ほども質疑がありましたけれども、学力・授業力向上推進事業費のスクールサポートスタッフの賃金増額でありますけれども、これは配置に関しての対象が6校と予定が10月上旬というお話がありましたけれども、これに関して学校によって生徒数、学級数のかなり格差があると思いますけれども、このサポートスタッフの人数、またできれば学校別の予算の内訳がわかればですね。

続いて、46ページの中央図書館管理費の工事請負費ですね。多目的トイレ改修工事ですけども、この内容と時期、これに関してはオストメイト対応をしているのかどうかお聞きしたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 予算書24ページ、芋窪緑地樹木伐採等委託料でございますが、場所につきましては都立芋窪緑地内でございます普通財産市有地の芋窪2丁目の近辺でございます。こちらには高木が、杉等ございまして、倒木による隣接する住宅あるいは電線等に被害を及ぼさないようにということで、伐採に関する費用を計上させていただきました。また、時期につきましては、業者と調整の上に早急に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 予算書44ページ、学力・授業力向上推進事業費のスクールサポートスタッフのスタッフの人数と予算の配分ということについてでございます。まずスタッフの人数については、学校ごとに人数は違いますが、おおよそ1人から3人で各学校、配置をさせていただく予定です。なお、1週間の時間数が決まっておりますので、複数の人数を配置してる学校は、その人数で分配という形になろうかと思っております。予算分配につきましては、各学校、現時点では同額の予算配分となっております、66万7,200円ということで積算をしております。

以上です。

○中央図書館長（當摩 弘君） 補正予算書46ページ、中央図書館管理費、工事請負費、多目的トイレ改修事業費についてでございます。

まず内容についてでございますが、中央図書館1階、2階にあります多目的トイレの改修になります。具体的な内容につきましては、便器の洋式化、温便座、温水洗浄設備の設置、尿瓶洗浄水栓の設置という対応になります。この関係で、オストメイト対応にはなるという状況です。

それから、改修の時期についてですけども、補正予算承認後、速やかに対応していきたいと思っておりますが、2カ所の工事がありますので、2カ月程度を見込んでおります。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

1点、確認をしたいんですけども、多目的トイレですけども、オストメイト対応ということなんですけれども、オストメイト対応の利用の方というのは、やはりその場で処理をできるように、今多くなっているのが前広便座というのがついてるんですけども、今回のオストメイト対応には、これは前広便座になっているんでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在予定してますのは、前広便座対応ということではないのですけれども、本庁のほうに設置されておりますオストメイト対応のトイレと同等のものを予定しております。洗浄につきましては、先ほど申しましたが尿瓶洗浄装置というものがついておりまして、そちらで洗浄していただいたものを、その便器のほうへ流していただくというような内容になります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 1点だけ質疑をさせていただきます。

補正予算書の46ページ、青少年対策事業費のスポーツ・ダンス体験フェスティバル事業補助金に関してですけども、こちらの青少年の健全育成には、これ大変素晴らしい取り組みであるというふうに考えておりますけども、こちらの事業内容、会場ですとか日程ですとか募集人数は何人なのかとか、参加対象はどうなのかとか、またどの費目に幾らつけているのか、例えば人件費ですとか会場費ですとかなど、予算の内訳を教えてください。

以上です。

○青少年課長（新海隆弘君） 予算書46ページ、スポーツ・ダンス体験フェスティバル事業補助金についてでございますが、事業内容としましては、プロバスケットボールによるバスケットクリニックやプロダンサーによるダンス体験会などとなっております。対象は小学生、参加の見込み数は200人を見込んでおります。会場については市民体育館を予定しておりまして、日程については予定ではございますが、11月24日を予定しております。あと補助する費目ですけども、講師などの謝礼に、金額でいうと51万ほど、そのほかにチラシなどの印刷する印刷代が13万8,000円ほど、あと会場の設営や撤収や器具の運搬など、あと体育施設の使用料など、これら合わせて41万円ほど。あとそのほかの横断幕やカラーコーンなど、消耗品と該当するところが18万円ほど、そのほかに保険料や管理費などもかかりまして、今回計上させていただいている予算の額になっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 補正予算書4ページ、債務負担行為、28ページ、徴収事務費のところですけども、先ほど他の議員の質疑の御答弁の中で、委託費、委託経費と行政経費の削減額との比較で、0.3ポイント上昇すると3,900万円ほどになるという御答弁でした。もちろん、これポイントというのは、ある程度の年数を足すと頭打ちになるというふうに思いますけれども、それ以降に関しての考え方、例えば100%というのはなかなかありにくいかもしれませんが、例えばそれぐらいの近いところでまでいった場合、次の年度からもうポイント数、上昇しないわけですから、そうすると純然に毎年年額2,900万円ほど負担増というふうになってしまうと考えられますけども、それ以降について市はどういうふうを考えているのかをお尋ねします。

○納税課長（中野哲也君） 予算書4ページ、債務負担補正、予算書28ページ、納税管理及び徴収補助等業務委託の御質疑でございます。

今考えている収納率が向上してて、頭打ちと言ったら変ですけども、伸びるのも限界があるところにいった

ときにですけれども、この部分で副次的な要素といたしまして収納率というものが、行政の中での交付金の中での算定として基礎資料として用いられてる部分がありまして、そういったところで徴収率が上がっていく、市町村のランキングも上がっていくとなると、交付金の加配等も歳入増として、副次的な要素でございますけれども、見込めることがありますので、そういったところで行政運営の中で貢献できるのではないかということ認識しているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほどの他の議員の質疑の答弁の中で、他市の事例で職員のスキルの低下、空洞化という話が出てました。そういうことを考えると、基本的に例えばこの債務負担行為の5年間の中で、当市の職員がそのノウハウを吸収して、ある意味、自前でその後、継続してできるような方法をとれるほうが、一番いいのかなというふうに思いますけれども、そういったことは考えられていないのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） ただいまの御質疑のことでございますが、やはり直接、人員増強をしながら体制を組むことが一番よいんですけれども、やはりそういったところが、なかなか人員補強ということが難しい中で、アウトソーシングによりできるだけそういった公権力行使の時間をそこに費やすという部分で、今回そういった時間を捻出するという方法をとりました。空洞化の問題等ございますけれども、それは内部研修等を行いつつながら、また他の外部研修等も納税の部分、充実してきておりますので、しっかりとした研修計画もつくりながら、そういったところに参加し、納税のスキル等を確保していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 28ページ、納税管理及び徴収補助等業務委託料についてお伺いいたします。他の方の御質問には触れないように、なるだけ注意いたします。

まず民間委託の場合に限りませんが、一例で言えばDV被害者の情報を誤って自治体が流出させてしまう事故などが今、現に行っているわけです。それだけに民間事業者に徴収業務を任せる際に、個人情報扱を扱わせるということになれば、なおのこと慎重に取り扱う必要があるんだと思います。個人情報流出の可能性を排除するための仕組みはどのように構築されることになるのでしょうか。他の議員への御答弁では、契約上の責務や罰則を定めるソフトの面からの防止策など挙げられていましたが、ヒューマンエラーからの情報漏えいを排除するような、ハード面からの防止策などはとられるのでしょうか。これが1点目です。

また、2点目では、いただいた資料を見ますと民間事業者と従事者が扱う個人情報の内容は、国籍、家族、親族情報、収入・資産状況、課税・納税情報、犯罪歴、妊娠・出産、婚姻関係、公的扶助、職業、職歴、心身障害、病歴、軽自動車ナンバーなど、極めて重いものばかりでありますし、また病歴や犯罪歴など一見して直接徴収業務に関係するとは思われないような項目も含まれています。なぜこれだけの個人情報を事業者に提供する必要があるのか伺います。

3点目ですが、例えば事業者が臨戸訪問などを行って、事業者では対応不能と判断し、市職員に案件を引き継ぐよう求められた場合などで、市側から事業者に対して再調査など、何らかの指示を与えるような場面はないのか伺います。

窓口業務を民間業者に委託した他の自治体では、当然委託時にはそういうことが起こらないように配慮をしたはずであります。一方でいまだに偽装請負の疑いがあるというような自治体もあります。本件でもそのようなことが起こる可能性が全く排除することができないのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

次に、業務委託後の市の臨時職員の身分について、契約期間中は希望すれば他の業務でも就労を保障すると

いうことですが、これ当然のことだと思いますが、具体的には本会議の後に、対象者に今回いただいた資料の一部なども用いて説明されるというお話だったかと思います。この資料は、当初、市側からは提出がありませんで、尾崎利一議員が資料要求を行って初めて議会に示されたものです。資料要求を行わなかった場合、どのように説明をされるつもりであったのかということもお伺いしたいと思います。

○納税課長（中野哲也君） 予算書4ページ、債務負担補正、予算書28ページ、納税管理及び徴収補助等業務委託についての御質疑でございます。

まず一番最初の個人情報の流出の可能性ということですが、こちらにつきましては先ほどほかの議員からの御質問もありましたように、ソフト面、ハード面の両方のことで考えられますけれども、1つは事業者のコンプライアンスやリスクマネジメントに基づいた社内の研修というものを求めていきたいというふうに思っています。もう一つ、ハード面ということにつきましては、今回システム等を携わるスタッフが使うわけなんですけれども、これはあくまでも執務室は納税課内ということなので、庁舎外からデータが出ていくということはございません。なので、そういったところの物理的な排除というところでは、紙媒体等での印刷をしない限り、そういった部分は門外不出ということで、出ていかないということをお認識しています。

また、先ほどもスキル、ノウハウの職員を継続して雇用するということにおきましては、今現在もそういった流出の事故等は一切ありませんので、そういったスキル、ノウハウを持った職員を継続採用するというのも、ハード面の対策としては考えられるのかなというふうに思います。

それと、民間事業者の扱う個人情報の内容ということで、いろいろと国籍や家族ということで列挙されておりますけれども、こちらにつきましてはお示した資料が、私たちの納税業務の中での滞納整理を行う中で取り扱う情報を全て顕在化した資料になっておりまして、やはり納税相談等をして、その人のきめ細かな対応をしていく中で、こういった個人情報を取り扱い、履歴の中に書き込んでいくという部分がありまして、そういったところでの納税交渉を継続していくというところがありましたので、やはりこういった取り扱いの情報がありますよということで、個人情報保護審議会のほうに諮問を——事務の登録をさせていただいているところでございます。

先ほどの御質疑にもありましたように、ここの部分については、データ等については業者との直結でデータを更新するという事はないので、門外不出ということで。ただ、スタッフとしては、そういった滞納管理システムを取り扱うということで、目に触れることはあるんですけれども、門外不出のものということで対応させていただくということで、先ほどのソフト面、ハード面の部分の両方で対応していければというふうに考えています。

それと、臨戸訪問等で事業者が対応不可能ということで、市職員に引き継ぐ案件という部分については、基本的には臨戸訪問というのも、件数的にはそれほど業者が直接行って臨戸訪問するというのは、件数的には少ないというふうに思っています。ただ、可能性としてはございますので、それで派遣法の関係で、そこを正職とそのスタッフで、2人で行って、直接その場で指示をしてしまうと偽装請負の疑いになってしまうということがありますので、そういった部分については対応をしっかりしていきたいというふうに思っています。

そういう中で、今回業務管理者ということで、業者側の正社員を1人配置していただいて、今お示した資料のように、収納管理と滞納管理チームとあって2つのチームをつくっていますけれども、両方とも属せず、その業務全体を網羅するような形で、指揮命令システムを確保していきたいというふうに思っています。いろいろと問題が起きてしまうのは、そういったどちらかのチームに属して、本人も従事者として管理をしていくとい

う中で、管理監督が不行き届きになってしまいまして、市側が、委託者が指示をしてしまうことが偽装請負というふうな可能性として捉えてしまうということがありますので、そういったところは正社員の業務管理者を置くことによって、排除していきたいというふうに思っています。

それと、最後に臨時職員の身分についてということで、これから本会議終了後、説明をということで考えていたのは、今回お配りしました資料の中では、個人情報保護審議会のほうの委員の皆様へ御説明する資料の部分も入っておりまして、当初はそれで私どもの今の現場の臨時職員、嘱託員に説明をする予定でございました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今の御答弁の中では、管理者の方は正職員の方、民間事業者の正職員の方が座られるけど、あとの方は臨時だと。臨時というか、非正規雇用の方だと。もともとここだってそうじゃないかと言われて、そういう話なのかもしれないけど、もう言うてみれば、それを当然視して公務労働に準じたって言い方のほうが新しいんだと思いますけど、そういうことを容認するということが、いかがなものかということとはちょっと疑問に残りましたので、これは意見として言っときますけども。

伺いますが、6月議会の公共施設管理業務の一部民間委託の提案の際にも、やっぱり今回と同様に市側から当初、資料が示されず、後日の総務委員会で資料が出されて、今回もまた同じような経過たどってるわけです。実施を急ぐということであればなおのこと、議会や市民に適切な情報提供が求められたのではないかというふうに考えますが、出せるものがあれば出してもよかったんじゃないかと思うんですけど、この点についてはどのように進められていたのか、考えられていたのか伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 先ほど他の議員にも御説明申し上げましたが、私ども予算総計主義の原則というのは十分承知してるところでございます。この事業につきましては、この予算の調整後に生じた事由、つまり6月に、去年の10月に、11月に視察に行って、6月の収納の結果を見て、一刻も早く取り組まなければならないということでしたので、今回の補正に上げさせていただいたということでございます。補正に上げないで、じゃ議員の皆様にと、御説明した行革の項目にもないということで、そういうことはどうなのかということでございますが、私ども今回の事業につきましては、内部の事務改善の一環というふうに考えてございまして、市民の皆様がこのことによって御迷惑をおかけするとか、費用負担をお願いするということではございませんので、あくまでも内部事務の改善の一環ということで御提案させていただきましたので、そのように御理解をいただければと思います。

以上です。

○4番（実川圭子君） 予算書4ページの債務負担行為補正についてですけれども、ほかの議員もいろいろ質疑をしてるところで、私のほうからはいろいろ御答弁を聞いてますと、収納率を上げるには委託しかないというふうに聞こえるのですけれども、多摩地域でほかの収納率が高い自治体に関しても同様に、こういった委託を進めながら収納率を上げてきたのかどうかということをお伺いします。

それから、御答弁の中で何回も人員補強は難しいのというような御答弁があったと思いますけれども、私としては今部長の御答弁でも、内部の行革ということで進めてるということなんですが、やはり市民から見れば市役所の職員の信頼というのは非常に高いものでして、このような個人情報を扱う分野では特に外部委託というのは、本当に市民の方の抵抗感も強いというところがあるかと思います。私は職員の方をふやして対応していくのが一番いいのではないかとこのように思うのですが、0.3%上げるにもどうだというようなお話もあって、それが成果が出れば3,900万円増になるというようなお話もあつたんですけれども、そういった金銭

的なこと以外にもその人員補強は難しいと言ってるその理由について、金銭的なことでいえばその3,900万円を充てれば人件費にもなると思いますけれども、それ以外の点で人員補強は難しいと言っている点は、どういふところなのか教えていただきたいと思います。

○納税課長（中野哲也君） 予算書4ページ、債務負担補正、28ページ、納税管理及び徴収補助等の業務委託ということでの御質疑でございます。

他市の収納率向上ということにつきましては、やはり今回いろんなところで他市の状況を調べさせていただきましたけれども、部分的な委託については進んでいるところでございます。コールセンター業務を一部委託化をしていたりとか、遠隔地の財産調査など委託をしているということで、部分的な委託は進んでいるところでございます。そういった中で、各市のところでも、実際のところ東大和市で御提案させていただいている業務については、多摩地域ではまだ実施してる団体はありませんけれども、このような形でのプロセスをアウトソーシングしまして、公権力行使に特化した業務に徴税吏員を充てるということの考え方については、いろんなところで注目をされているところございまして、私どももいろんなところで業者等と情報等を収集していく中で、各市からの問い合わせはふえているということでお話を伺っているところでございます。なので、そういったところでのアウトソーシングの部分については、平成17年に総務省のほうから民間活力の導入、推進ということでの通知が来るところもございまして、徴収部門でもそういった委託の動きは今後もふえていくだろうという認識はしております。

また、人員補強につきましては、私も納税課長になって今年2年目なんですけれども、歴代課長の中で人員増強をしながら収納率を上げたいということで、やはりマンパワーの部分はどうしてもありますので、お話をさせていただいているところなんですけれども、やはり東大和市の行政課題を解決するといっても、納税だけではなくていろんな子育ての部分、教育の部分ありますので、どうしてもそういったところでもスタッフが必要だということで、なかなか徴収部門のほうにスタッフのほうの確保ができないというところもございました。今後もそういった形でいろいろと人員補強を待っているという方法もあるんですけども、やはりうちとしてはいち早く、一刻も早く収納率を上げていって、多摩中庸であったり上位を目指していって、歳入確保、それと副次的な要素での歳入確保、財源確保といったところを努めていきたいという認識がございまして、こういったアウトソーシング、視察で現場のほうを見させていただきましても、事業効果があるということを認識しまして、今回業務改善という形で御提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この人員補強の難しさというのは、納税課だけの問題ではないというふうに思いますので、そのあたりはぜひ、市長、副市長初め部長さん、理事の方々に検討していただきたいと思います。

それから、ちょっとこのことを聞きたくて、ほかの質疑を忘れてしまったので、ほかのページを質疑させていただきます。

予算書の34ページの生活保護事務費についてです。こちらのほうは嘱託員のほうを減らして、委託のほうをふやすということなんですけど、このことについてどのような関係になってるのかお伺いしたいと思います。

それから、40ページの公園管理費委託料、公園の遊具等点検委託料についてですが、国のほうで変わったということだと思いますけど、これまで遊具の点検や更新、計画などを行ってきたと思いますけれども、それとの関係についてお伺いします。

○生活福祉課長（川田貴之君） 予算書34ページ、嘱託員、就労支援員報酬減についてでございます。嘱託員に

ついてでございますけれども、現在、生活保護受給者に対する就労支援員につきましては、嘱託員による就労支援員と業務委託による就労支援員の組み合わせで行ってきております。ここで嘱託員の任期のほうが、平成30年9月末に満了することから新たな嘱託員の公募を行いました。このため嘱託員の就労支援がなくなることになりまして、業務委託のほうに変更となるものでございます。

以上でございます。

○環境課長（宮鍋和志君） 補正予算書40ページ、公園遊具等点検委託料でございます。こちらは、こちらにしまして公園長寿命化計画というのは既に平成25年につくってございますが、そちらとの違いでございます。公園長寿命化計画につきましては、施設の機能保全とライフサイクルコストの削減、今後長年にわたって施設が利用できるよう再整備していくものでございます。52施設を予定しております。これにしまして今回の公園遊具等点検委託につきましては、次年度と同じ点検時期まで当該遊具等が問題なく使用できるかどうかを点検するものでございます。こちらは全施設、現状114カ所でございますが、全施設を対象に年1回実施するものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 予算書12ページの学校施設環境改善交付金のところですが、特別教室の冷房やトイレ等に交付金がついたということですが、これまで国の交付金は、当初予算が少なく補正予算でたくさん組まれても実際にはなかなか使えないということがあったわけですが、その点、何か国のほうで改善されたことがあるのかどうか伺います。

それから、42ページの防火貯水槽撤去等工事費751万円ですが、この場所と、なぜこれ撤去されることになったのか、経緯について伺います。

それから、50ページ、基金費のところですが、12億9,811万2,000円、補正で積み増されるということですが、平成30年度末の基金残高、基金総額の残高の見込みが幾らになるのか伺います。

それから、4ページ及び28ページの納税管理及び徴収補助等業務委託のところですが、

まず資料、私が要求して資料をいただきましたけれども、私が要求しなければ何もこれにかかわる資料が市側から出てこなかったということは、厳しく最初に批判しておきたいと思えます。

いただいた資料では、伊勢原市と市原市では徴収事務包括委託というふうになっていますが、当市では納税管理及び徴収補助業務委託となっています。違いがあるのか伺います。

それから、いただいた資料で業務委託による新たな体制、（仮称）納税事務センターの体制ですが、業務管理者1名と収納管理チーム及び滞納整理チームに、副管理者兼従事者が1名ずつ、ほかに従事者14名の計17名というふうになっています。先ほどの答弁で、業務管理者1名は正社員ということでしたが、正社員はこの1名だけなのかどうか伺います。

それから、次に偽装請負の問題ですが、これ発覚すれば行政による重大な違法行為になるわけですが、業務管理者を1名置けば偽装請負が免れるということであれば、これほど横行しないわけで、どのような点をクリアする必要があるというふうに考えているのか伺います。

それから、次に個人情報保護の問題ですが、個人情報保護条例等によって市職員と同等の罰則もあるから、現行と変わらないというような御答弁でしたが、行政の目的が市民への奉仕であるのに対して、民間の目的は利益の追求だという根本的な違いがあるわけです。この点が理解されるのかどうか。いただいた資料で、個人情報保護審議会への諮問では、市の個人情報保護措置として、委託仕様書において取り扱う個

個人情報保護を徹底するというふうに書かれていますが、答申では取り扱う個人情報は情報漏れがないように十分に注意し、適切に管理することを審議会の附帯意見としてしています。これは現に個人情報が流出する可能性があることを審議会も承知しているということだと思います。情報流出の場面は、どのようなものが考えられるのでしょうか。収入・資産調査などによる入力前の生の情報の流出の可能性、さらに情報は市役所の中だけで完結はしないわけで、コンビニでの納付や証明書発行など、またマイナンバーでひもづけされて外部情報とつながっていくなど、さまざまな場面があり得ます。情報流出が考えられるルート、場面はどのようなものなのか、これは大切なところなので詳細に伺いたいと思います。

これに関連して年金機構の入力委託が再委託されたケースが少なくとも2件で553万6,000件、再委託の時点で外部への情報の流出というふうを考えていいと思いますが、また前橋市ではサイバー攻撃によって4万件以上の小中学生の情報が流出した可能性が指摘をされ、NTT東日本のファイアウォール設定に不備があったとして1億6,500万円の損害賠償請求を行ったと報じられています。犯罪歴や国籍、心身障害なども含めた個人情報の扱いを委託する今回の業務委託を行う上で考慮せざるを得ない事例だし、当然情報収集していると考えますが、これらの事例について今回の業務委託との関係でどのように捉えているのか伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 補正予算書12ページ、学校施設環境改善交付金につきましてでございますが、今のところ国のほうで制度が変わったとか、そういったところは見受けられませんが、今回の増額につきましては平成29年度の一般会計の第1次補正予算、こちらが交付決定いただいたという形です。その後、30年度への繰り越しということで、国のほうに債務負担の申請を行いまして、これが承認されたということで、ここで補正予算を挙げてるところでございます。

以上でございます。

○**総務部参事（東 栄一君）** 予算書41ページ、消防施設管理費の防火貯水槽撤去等工事費につきましての場所と撤去に至った経緯についてでございます。

まず場所につきましては、奈良橋6丁目、新青梅街道の東大和市駅の北の信号の東側の近辺になります。ごめんなさい、東大和市役所北の信号の東側になります。

それから、経緯につきましては、ここは民間の土地を借用して昭和43年から設置した防火貯水槽でございましたけれども、地権者から相続の発生に合わせて撤去依頼があったことから、撤去工事について今回計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○**財政課長（川口荘一君）** 補正予算書49ページから50ページ、12款諸支出金、基金費に関連した御質疑でございます。

今回、基金積立金原資分として12億9,811万2,000円の増額補正を提案させていただいてるところでございますが、このことによりまして一般会計の基金、平成30年度末の現在高につきましては、約51億4,512万8,000円になる見込みでございます。

以上であります。

○**納税課長（中野哲也君）** 予算書4ページ、債務負担補正、それと28ページの納税管理及び徴収補助業務委託の補正の質疑でございます。

まず、包括委託でなくて納税管理及び徴収補助等業務委託というふうにしたのはなぜかということなんですけれども、こちらは私ども公金の収納、いわゆる管理系の部分についても今回外部委託、プロセスの部分を委

託をするということで考えておりました、そういったところで納税管理ということ委託の名称として復命させていただきます。

それと業務管理者につきまして、正社員なのかということで、正社員は何名なのかということでございますが、御質問者のありましたように、正社員についてはこの業務管理者1名ということになります。

それと、偽装請負等の懸念についてどのような形でクリアすれば、このようなことが横行しないのかというような御質問ありましたけれども、いろんな事例を見させていただきますと、この業務管理者が1つの仕事を請け負っております、担当業務を持っていて、その事務をやりながら監督をしていく中で、監督をしなければいけない仕事がおろそかになってしまい、そういったところで直接その業務管理者を飛び越えて指示がいつてしまう、また書面による指示などを行うということで、偽装請負が問題になるというようなことがありましたので、本市としては業務管理者はあくまでも独立したような形で、どちらのチームに、業務にも属さないという形で命令系統を単独で確保しているという対応をとっております。

それと、附帯意見の問題でございますが、こちらのほう今までの納税課の業務においても、事故なく、事件なく対応はしてきてるところでございます。そういった中で、今回の業務委託については外部接続ということは考えておりません、業務の中でシステムを動かすといった部分でございます。物理的なところで紙での出力を持ち帰るといったことでの情報漏えいということはあるのかもしれませんが、そういった部分についてはコンプライアンス云々のところで、業者との調整を図っていきたいというふうに思っています。また、コンビニとか納付証明書の発行ということで、こちらからもそういったデータについては、この業務とは別なんですけれども、コンビニ納付とかできるような環境にありますけれども、ここのデータのやりとりにつきましては、暗号化されたデータでのやりとりということで、ハッカー等によりそれを持っていかれても解読が不可能なような形での施しをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時46分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境部長（松本幹男君） 済みません、補正予算書の先ほどの実川議員の質問のところ、補正予算書40ページ、公園遊具等点検委託料、こちらのほうの御質疑の中で事業の実施した内容は先ほど課長のほうから答弁したとおりでございますが、1点、補足がございまして、こちらの補正予算化した理由のもう一点、主な理由といたしまして、昨年、法の改正がございました。法の改正を受けまして、都市公園法の一部改正がされております。その改正を受けて、平成30年度から毎年1度、公園遊具等の点検が義務化されております。それに伴いまして、今回補正予算のほうを出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○納税課長（中野哲也君） 先ほどの尾崎利一議員からの御質問に対して、答弁漏れが1件ありましたのでお伝えしたいと思います。

質問の内容といたしましては、年金機構の情報流出の問題をどう捉えているかということでの御質疑でございますが、今回の業務委託に関しましては、こういった再委託による入力業務、そういったものについての外

注、いわゆる納税課の執務場所以外で、外でそういった業務、データを持ち出すというようなことは考えておりませんので、こういった問題は起きないと認識しております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 補正予算書の12ページの学校施設環境改善交付金ですけれども、御答弁で平成29年度の補正予算を30年度へ繰り越すことで適用されたという答弁でしたけれども、以前の答弁で東京都の補助金については、こういう繰り越しができるんだけれども、国の学校施設環境改善交付金はこういう繰り越しができないために非常に使いにくくて、これが見つからないということがあるというふうに私は伺った記憶があります。その点が、改善されたのではないかと思ったんですが、その点についてもう一度確認します。

それから、50ページの諸支出金のところで、基金残高が51億4,512万8,000円ということですが、この金額は私の記憶では平成19年以降、平成19年に5億円を切るという状況があった以降でいうと最高額になるのではないかと思います。この規模の基金残高が過去にあったのはいつになるのか伺います。

次に、4ページ及び28ページの納税管理及び徴収補助等業務委託のところですが、先ほど伊勢原市と市原市は徴収事務包括委託となっているけれども、当市では納税管理及び徴収補助業務委託となっている理由について伺ったところ、当市では納税管理も業務委託するということでした。そうすると、伊勢原市、市原市でも納税管理については外部委託していなかったと、東大和市はこれも含めて外部委託するという理解でいいのかどうか伺います。

それから、偽装請負の問題については、業務管理者の専任化以外に対応としては市としてはないということで、これは大変不十分だと思いますけれども、個人情報流出の問題で御答弁ありませんでした。私は実際にこの外部委託されることで、例えば収入・資産調査などを行うわけで、この生情報、入力される前のこの生の情報が流出する可能性もあるのではないかとということなども指摘して、情報流出が考えられるルートや場面として具体的にどのようなものが考えられるのか、大切なところなので詳細に伺うというふうに言ってるわけですから、これについてはきちっとした答弁が必要だというふうに考えています。

それから、17人のうち正社員は1名ということでした。一方で、市の正規職員は2名減らすということなわけです。民間事業者のノウハウによる効率化って言いますが、どれだけの効果が見込めるのか。収入・資産状況や犯罪歴、心身障害なども含む重大な個人情報を扱う職場です。例えばこの資料である催告システムやソフトウェアロボットなどの幾つかのシステムが入るようですが、このシステムだけを導入するというような選択肢は考えられなかったのかどうか伺います。

それから、今回のこの業務委託について、庁内で決定する段階で、情報流出の可能性について、どの部署で、どれだけの時間をかけて検討されたのか伺います。

次に、民間に委託することで業務の安定的な継続性が損なわれるという可能性もあると思います。委託先の倒産や、その業務について、これまでどおりでは受託できない等により不可能になる可能性などです。これらについてはどのように検討したのか伺います。

それから、先ほどの御答弁で、同じフロアの中で業務が委託されるので、再委託などということは起こり得ないという御答弁でした。しかし、今後さらなる効率を求めた場合、委託先の事業者が全国で多くの自治体から業務を請け負い、スケールメリットを狙ってセンター1カ所に情報を集めて処理するという段階は当然想定されます。そうしたことは、市として今後許容される考えなのか伺います。

それから、いただいた資料では、今回の業務委託の根拠となる市の計画は、第5次行政改革大綱だとされて

います。平成29年1月に発表されたものです。この第5次行政改革大綱では、進行管理として5年間の取り組み目標として推進計画を策定し、計画的に進行管理を行いますとしています。当然この推進計画の中に今回の業務委託の根拠がなくてはならないというふうに考えますが、この点どうなっているのか伺います。

それから、次に同じこの第5次行政改革計画では、収納率アップの市税の収納率の向上の施策として3点、指摘をしています。納付方法の拡充、コンビニエンスストア納付による納期内納付率の向上、それから3つ目に差し押さえ動産のインターネット公売の活用、この3点だけが対策として示されています。今回の業務委託は、ここに示されていないわけですが、この点についてどう受けとめたいのか伺います。

それと、この市税の収納率の向上の中で、29年度の年次計画、収納率96.5%となっています。ところが、市からいただいた資料では、29年度の収納率は、ここで示されてる目標値を大幅に上回る97.2%というふうになっていて、この行政改革大綱で示された目標値を大きくクリアをしている。したがって、先ほどからおくれている、おけていると言いますが、市の計画から立ちおけていないというのが現実ではないかと思えます。その点で、先走って補正予算で処理するというような早急な対応をとる必要はないのではないかというふうに考えますが、その点についても伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 補正予算書12ページ、学校施設環境改善交付金についての御質疑ですが、今回、平成29年度の補正予算で国のほうから交付決定をいただきましたが、この時期が平成30年3月1日付ということで、国のほうもある一定の繰り越しというのは見込んで、今回、補助採択していただいたのかなと考えております。以前は、その以前の補助金の中では、その年度内に完了するよという、そういった条件つきのもございました。そういった点では、今回違います、これが今後引き続いて行えるのか、そういったところは特に情報は来ておりませんので、特に制度が大きく変わったという認識はしていないところでございます。

以上でございます。

○**財政課長（川口 荘一君）** 補正予算書49ページから50ページの12款諸支出金、基金費に関連しての御質疑で、年度末の基金残高の状況でございます。平成30年度末に関しては、先ほど答弁させていただいたとおり約51億4,512万8,000円になる見込みでございます。同規模の年度という御質疑でありましたけれども、過去、平成以降ですね、過去最大の規模ということでお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、平成4年度末には約85億3,487万3,000円の一般会計の基金の残高がございました。その後、減額基調で、先ほど議員さんのほうからお話ありましたとおり、平成19年度末にはトータルで5億一千五、六百万円程度の残高まで落ち込んだというような状況で、その後、10年程度かけて、先ほどの30年度末の基金残高にまた戻ってきたというような状況でございます。

以上であります。

○**納税課長（中野 哲也君）** 納税管理及び徴収補助等の業務委託に関する質疑でございますが、まずは納税管理の部分につきましては、伊勢原市や市原市においては、こういった業者への委託は実施はしておりません。ただ、伊勢原市に視察に行ったとき、今後の徴収、納税業務の展望ということでいろんな打ち合わせをさせていただきましたけれども、公金収納、こういった納税管理の部分についてもアウトソーシングをしていきたいということで、できるだけ早い段階でそういったところも計画をしているというようなお話も聞きながら、情報交換をさせていただき、またそれをもとにいろんな業者と調整してる中で、この業務の部分についてもアウトソーシングは可能だということを判断しまして、今回そちらの部分も含めまして提案をさせていただいているところでございます。

それと、偽装請負の管理者、業務管理者の配置につきましては、繰り返しになりますが、やはりそういったところで、どちらのチームに属さず設置することによって、指揮命令系統を確立するという形で対応していくことが、何より重要なことだというふうに認識しております。

それと、個人情報の漏えいに関して、どういったところで生データが流出するといった部分につきましては、いわゆるその部分をほかの方に話したりとか、紙ベースで持ち帰るといった部分につきましては、やはりそこに携わるスタッフの部分での法令遵守の意識といった部分が大きいというふうに認識しておりますので、やはりそういったところで今回プロポーザルでの業者選定という形になりますけれども、プライバシーマークをしっかりと付与されていて、そういった部分の個人情報の取り扱いについても、コンプライアンスであったり、リスクマネジメントをしっかりと持っている業者ということで、プロポーザルの中で選考させていただければというふうに考えております。そういった部分で発生するので、そういったコンプライアンスに基づいた社内研修、そういったスタッフの育成といったところを業者のほうで努力していただくということは求めていきたいというふうに考えております。

それとソフトウェアロボット等、電話催告システムなど、システムが入れば、それだけで導入という選択肢は考えなかったのかということなんですけれども、やはりシステムを入れて、そこにまた正規職員等が業務に携わるということであれば、このビジネス・プロセス・アウトソーシングということで、プロセスの部分をアウトソーシングすることによって、公権力行使の時間を捻出していくということが狙いでありましたので、システムだけの導入ということは考えておりませんでした。そういったところで、スタッフもあわせてプロセスの部分に対応していただくという委託を前提として考えていたところでございます。

それと受託業者の経営基盤というところにつきましては、民間事業者ですのでそういった部分は懸念されるところでございますが、プロポーザルの中でそういった経営基盤であったりとか、他自治体との実績状況等を担保しまして、業者選定のほうを考えていければというふうに思っております。

それと、このような業務が全国的に展開されることによって、そういったデータを一極に集中し、センター化で対応していくことも考え、今後あらわれてくるのではないかとということもお話がありましたが、ちょっとそこまでの部分までは想定しておりませんで、なかなか御質問にお答えするのは難しいんですけれども、しっかりとした個人情報保護の対策がしっかり担保できれば、そういった部分についても、またこれはもちろん主管課だけでは判断できるものではありませんので、今までも個人情報保護審議会とか、そういったところでの諮問機関に付議をさせていただきながら御意見をいただき、そういった部分を考えているところでございますので、もしセンター化という話があれば、そういったところにかけて、答申等をいただけるのであれば、そういった業務が遂行されるのではないかと考えています。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 続いて平成29年1月に作成されました行革大綱にも、この実施推進計画の中にこの事業が載っていないということで、それが推進計画に載っていないところで、根拠がないのではないかとのお話でございましたが、この行革大綱の初めに、大綱は行政改革の概要や基本目標及び改革課題等を示し、推進計画は大綱の改革課題を実現していくための実施計画としての性格を有するとございます。行革大綱の民間活力の推進や歳入の確保は、私ども常に職員は考えていかなければならない命題、改革課題であると考えてございます。また、行革課題の大綱推進計画でも、取り組み項目として窓口委託の一部委託化や、市税、国民健康保険税の収納率の向上がうたわれておりますことから、私どもがこれを根拠に今回の事業を実施していきたい

と、このように考えてございます。

続きまして、この行革にも、11月の実施計画にも載っていない事業を補正予算で提出するのはいかがかというお話でございますが、3点しか載っていないということでございますが、今申し上げましたように行革大綱のこの計画ができるときには、今回の事例については把握しておりませんでしたし、実施計画につきましても本年、私どもが事業を確信したのが6月ということでございましたので、実施計画にも載っていないということでございます。しかしながら、私どもは今回の業務委託につきましても、具体的にはうたわれていませんが、対策にうたわれているものしか取り組めないということではなく、大きな命題である窓口業務の一部委託や収納率の向上という改革課題の解決を意識して、業務を行っていく必要があると考えてございます。

3点目の行革大綱も、今現在、収納率を上回っており、先走っているのではないかと御質疑でございますが、資料で御提供させていただきましたA3の市長査定資料にもございまして、当市の29年度の収納率につきましては、現年課税分については3ランクダウンの23位、滞納繰越分については1ランクダウンの22位ということでございまして、まだまだ26市の中では収納業務を改善していかなければならないと。仮に行革大綱の中での収納率を達成していても、外との比較となりますとまだまだ達成できていないと。この収納率につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、収納率向上による収入の減ということだけではなくて、さまざまな場面での交付金によっても加算が算定されておりますので、そういった意味も含めまして収納率の向上には努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（尾崎利一議員「質疑回数に関する発言」と呼ぶ）

○2番（尾崎利一君） 既に質疑を2回行いましたが、十分な審議のためにはこれまでの答弁内容では足りず、引き続き質疑を行う必要がありますことから、会議規則第54条のただし書きの規定により、第60号議案に限り、私の質疑の回数制限をなしとすることを許可していただけますようお願いいたします。

○議長（押本 修君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3時 6分 休憩

午後 3時20分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま尾崎利一議員より申し出のありました質疑の回数制限をなくすことについて、第60号議案に限り、尾崎利一議員が2回を超えての質疑を行うことを許可いたします。

○2番（尾崎利一君） 御配慮、ありがとうございます。引き続き質疑を行います。

補正予算の4ページ及び28ページの納税管理及び徴収補助等業務委託のところです。

今の答弁で、ここへきてようやく、初めてその先行市に倣って業務委託するんだという御説明でしたが、実際には先行市においても、この納税管理については業務委託されていないということがわかりました。そうすると、この納税管理を外部委託するという点について、独自の検討や懸念事項のクリア、こういったものが必要になったというふうに考えますが、この点についての検討内容を伺います。

それから、もう1点、今後、効率化を進める中でセンター1カ所にデータ、情報を集めて処理するという点について、そういったこともあり得ると御答弁でしたが、同じ答弁の中で、今想定しているのは同じフロアの中での業務委託なので、年金機構のような再委託で外へ情報が丸々出てしまうなどということはありませんかという答弁がありましたけれども、この答弁と矛盾することになります。この点について、もう一度、市

の見解を伺います。

それから、3点目に第5次行政改革大綱の推進計画では示されていないけれども、大綱そのものに民間活力の導入とか、それから収納率の向上という項目があるので、だからこれに基づいてやるんだという答弁でした。これについてですけれども、しかしそうはいつでもここにはないわけですから、補正予算案で提出する前に議会や市民に説明をし、行政改革大綱の推進計画を補正するなど、そういった手続が当然必要だったというふうに私は考えてるわけですが、その必要性もないというふうに考えているのかどうか伺います。

さらに、これに関連しますけれども、収納率がおくれている、こういうふうに言われました。私が示した行政改革大綱推進計画で示された収納率96.5%を、実際に大きく上回る成果を現状、上げている。計画に基づいて行政運営するのは当然のことなので、こうした収納率の目標についてもこの計画を補正する。その上で、こうした補正予算に計上していくという手続がやはり必要だったというふうに考えますが、それは必要なかったという見解なのか伺います。

○納税課長（中野哲也君） 予算書4ページ、債務負担補正、28ページ、納税管理及び徴収補助等業務委託の御質疑でございます。

納税管理の部分、収納管理の部分につきましては、先進市であります市原、伊勢原については業務の委託はしてないんですけれども、これ全国に視野を広げますと、政令指定都市であります仙台市であったり、隣接してます所沢市などは、こういった業務のアウトソーシングを実施しているところがございますので、そういったところでいろいろなセミナーなどでの情報交換を入れながら、こちらの公金収納、収納部分にもアウトソーシングが可能だと判断しまして検討をした中、業者の中でもそういったノウハウを持っている業者、受注先というところでも幾つか確保できそうなどころも考えられましたので、そういったところで話を進めてきたところでございます。

それと、先ほどセンター化というお話がありましたけれども、今の業務、5年間の中でセンター化という形での業務処理ということは全く予定はしていません。私が先ほど答弁したのは、仮にほかの業務を発注する可能性が出てきた場合ということの仮の話ということでお話をさせていただきましたが、この5年のスパンではセンター化による入力補助再委託ということは予定はしておりません。

以上でございます。

○企画財政部長（田代雄己君） 今回の委託の関係が行政改革大綱にきちんと、固有名詞という形ですかね——載ってないということの御指摘ではないかと思っておりますけれども、先ほど市民部長のほうからもお話しさせていただきましたように、持続可能な行政運営をするために、東大和市ではこの行政改革大綱に基づいてさまざまな取り組みをしているところがございます。また歳入の確保につきましても、具体的に市税等の収納率の向上ということを取り上げているものでございます。そのようなところの中で、やはりそこが喫緊の課題として捉えております。また、他市の状況におきましても、26市中25位ということもございまして、これを何とか早く解消しまして、少しでも歳入の確保につなげていきたいということで捉えているものでございます。そのようなことも踏まえまして、行政改革大綱の方針の中の取り組みとして位置づけられております。

また、先ほど御指摘ありましたように、収納率などの改正もしつつ対応すべきではないかというお話もございましたが、この目標は既に達成しておりまして、目標としての位置づけでございます。ただ、他市と比較したときに、まだまだ収納率の向上を目指さなくてはいけないという東大和市の状況もでございます。それらを総合的に勘案しまして、今回の補正予算での御提案となっているものでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 補正予算案の4ページ、28ページの納税管理及び徴収補助等業務委託ですけれども、まず今の答弁との関係で、伊勢原市、市原市では収納管理、これは委託していないけれども、仙台市、所沢市で委託しているということでした。こうした先行市についての資料を要求した際に、仙台市、所沢市について資料提出されていません。これだけの情報収集を行って、収納管理についても業務委託でうまくいく、それから個人情報の問題も含めて問題なく進められるという判断をされたのか、もう一度伺います。

それから、もう1点、第5次行政改革大綱との関係ですけれども、私は大綱に書かれていないことをやるなって言ってるのではなくて、先ほどから聞いているのは1点なんです。そうであれば、第5次行政改革大綱推進計画に出ていないことをやるんだから、議会に説明する、議員に説明する、それから第5次行政改革大綱の推進計画そのものを補正する、こうした手続をして、その上で補正予算に計上するという丁寧な対応が必要だったのではないのかということ伺っているんです。やはり第5次行政改革大綱や、その推進計画で示されたことは、こういう計画に基づいて市政を進めますという市民との約束でもあるわけですから、当然そうした丁寧な対応が求められたのではないのか。その点についての認識を伺っているんです。

○納税課長(中野哲也君) 予算書4ページ、債務負担補正、28ページ、納税管理及び徴収補助等業務委託の御質疑でございます。収納管理の部分は、アウトソーシングにつきましては、こちらのほうに資料提供したということにつきましては、視察に基づいて私どもがヒアリングしてきた内容でございます。仙台市や所沢の部分につきましては、電話等での聞き取りといった部分で、実際のところ現場を見てきているということはありませんでしたので、こちらのほうの部分については書面として形になってないところがございます。ただ、今仙台市や所沢が進めています業者等の部分の情報などを聞きながら、また今収納管理の部分の業務を見ても、公権力行使といった部分での業務が収納の部分についてはありませんので、そういったところのアウトソーシングという部分については、基本的には平成17年の総務省の通知にもあるように、民間スキルを生かした形での業務改善といったところに倣って、進めていこうといったことを考えたところでございます。その仙台、所沢等の実績等でやっている業者の情報等も見ますと、金融機関の債権管理などを従事していたということの情報等もありますので、そういったところでのスキルといった部分については、公金収納という部分については同じような条件のところも多々あるということを考えましたので、こういった部分についても業務委託ということが可能であるかと判断したところでございます。

以上でございます。

○企画財政部長(田代雄己君) 東大和市におきましては、行政改革大綱に基づきまして、さまざまな民間活力の導入ということで、具体的には予算書の中をごらんいただければ、やっぱり委託というのはもう東大和市にとっても欠かせない業務だと思っております。そういう中で、今回の納税管理及び徴収補助等業務委託につきましては、納税課におけます業務の事務処理の一部委託ということで、内部的な事務の委託というふうに理解しております。そのようなこともありまして、この補正予算の中の御審議を賜りたいということで、このような形にさしていただいております。

以上でございます。

○議長(押本 修君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2 番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 第60号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第2号）について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

今回の補正予算では、学校のブロック塀の倒壊を防ぐための予算や、学童保育所の改修と29名定員増のための予算、浸水対策予算など市民の暮らしを守るための予算が組まれていることは評価をしています。

反対の理由は、納税管理及び徴収補助業務委託のための予算補正及び債務負担行為補正が組まれていることです。質疑では、偽装請負という違法行為が発生する可能性を払拭されませんでした。また、個人情報の流出の可能性という問題は大変重い問題です。行政が市民への奉仕を目的とするのに対して、民間は利益追求が目的ですから、この問題は大変重大な問題になるわけです。委託する業務ごとに、委託にかかわる個人情報の項目は異なりますが、業務ごとに見ると最大で23項目に及び、その中には個人番号や氏名、住所のほか、国籍や病歴、心身障害、犯罪歴、親族、婚姻関係、収入・資産状況、公的扶助などが含まれます。民間委託後に情報流出が起これば、民間委託した市の責任は厳しく問われることとなりますが、きょうの質疑の範囲では流出の可能性を防ぐ方法は委託仕様書において取り扱う個人情報保護を徹底するという範囲を出ないものです。何度質疑をしても、流出の想定される場面について説明がありませんでした。全くこのことが考慮されていないと言わざるを得ません。民間への委託で業務の安定的な継続性が損なわれないのかという問題、また民間事業者のノウハウのある者がどれだけ有効なものなのかということもあります。民間事業者が先行事例を成功させる段階と、それをアピールして業務を急速に拡大していこうとする段階では、当然民間事業者にも人員の確保や成果の継続、発展など新たな課題が突きつけられることとなります。民間事業者にも今後一層の効率化が要求される中で、情報流出の可能性も一層大きくなり得ます。

また、幾つか挙げましたが、導入を決める過程を伺っていても十分な検討が行われているのか疑問を大きく残しました。何より重大なのは、市の行政改革大綱にも、昨年11月に発表された実施計画にも載っていない事業だということです。市が前もって議会と市民に明らかにし、明らかにした計画に基づいて事業を推進するという事は、市政運営において当然のことです。6月議会でも市の計画になかった保守管理の包括委託が補正予算に突然載せられました。後から出されたアクションプランに、後づけでこの事業は載せられたのです。今度も11月ごろに明らかになる実施計画に後づけで載せられるのでしょうか。

前段で述べたように、重大な個人情報を扱う部門の民間委託は大変重い問題をはらんでいます。計画になかった事業を行おうというのであれば、少なくとも市議会に、そして市民に説明をして計画を補正するなどの手続を踏んで進めるべきです。この点で、今回の提案に当たり、私が資料要求しなければ1枚の資料も議会に提出されずに、補正予算案の単なる1項目として処理しようとしていたという市の姿勢は重大です。財政民主主義に反する重大な問題をはらんでおり、反対するものです。

市議会議員の皆さん、議会の役割が問われる重大な問題だと考えます。反対されるよう呼びかけ、反対討論

とします。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第60号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 第61号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第25 第61号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成29年度の精算による国庫等への返還金の増額や一般会計への繰出金の計上、また高額療養費の申請手続の簡素化や、国民健康保険税の納付額の状況を対象者全員に通知するためのシステム修正委託料の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,920万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億386万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第5款の都支出金は3,019万円の増額で、保険給付費等交付金（普通交付金）の増額等であります。

第6款の繰入金金は610万2,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

第7款の繰越金は3億9,291万6,000円の増額で、平成29年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は637万2,000円の増額で、高額療養費申請簡素化対応システム修正委託料の計上等により総務管理費を513万円増額し、国民健康保険税収納システム修正委託料の計上により、徴税費を124万2,000円増額するものであります。

第2款の保険給付費は2,992万円の増額で、退職被保険者等に係る療養諸費2,522万円の増額と高額療養費470万円の増額であります。

第7款の諸支出金は3億9,291万6,000円の増額で、平成29年度の精算に伴います国庫等への返還金等の増額と一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 16ページの一般会計繰出金ですけれども、2億5,369万9,000円の補正額ですが、これは歳入のところでやらずに、この歳出の繰出金のところで行っている仕組みについて、それからこの一般会計繰出金の内訳について伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 補正予算書15ページ、一般会計繰出金でございます。一般会計繰出金につきましては、平成29年度の歳計剰余金の中から精算額を差し引いたものを、法定内、法定外それぞれの繰入金として繰り入れたものを一般会計に一旦お返する形で精算をするという形をとっておりますので、このような形で剰余金の中から所要の額を差し引いたものを繰り出しというふうにさせていただいております。

この中身につきましては、職員人件費等の繰出金、この分の精算分が3,524万3,632円、出産一時金等繰入金分の精算額が614万5,720円、その他の繰入金分といたしまして2億1,230万9,411円、合計で2億5,369万9,000円を繰り出すものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

同じ16ページのところですけれども、そうすると平成29年度決算におけるその他繰入金の額、国保会計でいうとですね。計上されている金額から、この2億1,230万9,411円を引いたものが、正確には平成29年度必要だったその他繰入金になるという理解でいいのかわかるか伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成29年度のその他の繰入金といたしましては7億9,943万6,000円、こちらが決算額の繰入額となっております。この中から精算分を除いた2億5,369万9,000円、こちらをこの7億9,943万6,000円から差し引いたものが、その他繰入金の実質額ということになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 1点聞かせてください。12ページになります。

この高額療養費申請簡素化対応システムというのが入りますと、具体的に市民の皆様の手続はどのように簡素化されるのか教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 補正予算書11ページ、一般管理費の委託料、高額療養費申請簡素化対応システムにつきましては、現在、高額療養費は対象となった月ごとに御申請いただく必要がございます。これが被保

険者の方が世帯の中で前期高齢者、70歳以上の方のみの世帯につきましては、最初に1度御申請いただきまして、それ以降、改めて高額療養費が該当になった場合に、新たに月ごとの申請ではなく、1度御申請いただければ、世帯構成、また振り込み先の口座等が変わらなければ、自動的に振り込みをさせていただくという形になります。現在、後期高齢者医療ではこの仕組みが取り入れられておりますが、ここで前期高齢者の世帯について、これが対応できるということになりましたので、今回、今年度中にシステムを構築し、平成31年度から稼働するというような形で計画を立てておるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ、その高額療養費と医療費と介護費の合算という仕組みもありますけれども、そちらへの影響もありますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 高額療養費と高額介護合算療養費、こちらにつきましては今回対応できる部分につきましては、高額療養費のみということとなっておりますので、高額介護合算療養費につきましては、この仕組みからは外れるものということとなっております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第61号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第62号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第26 第62号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第62号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度決算に基づく剰余金が確定したことに伴いまして、前年度繰越金の増額や資本費平準化債の減額など歳入予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は6万3,000円の減額で、一般会計からの繰入金の減額であります。

第7款の繰越金は5,236万3,000円の増額で、平成29年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第9款の市債は5,230万円の減額で、内訳といたしまして、荒川右岸東京流域下水道事業債が50万円の増額、資本費平準化債が5,280万円の減額であります。

このうち、資本費平準化債の減額につきましては、前年度繰越金の増額に伴う予算措置であります。今後の下水道事業の経営に資するため、借入額の抑制を図るものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表地方債補正で、1の変更であります。

荒川右岸東京流域下水道事業につきましては、限度額を5,180万円から5,230万円に変更し、資本費平準化につきましては、限度額を1億6,890万円から1億1,610万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきますと存じます。

よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第62号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第63号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第27 第63号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度決算に基づく剰余金が確定したことに伴いまして、前年度繰越金の増額など歳入予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の繰入金は357万円の減額で、一般会計繰入金が228万7,000円の減額、基金繰入金が128万3,000円の減額であります。

第5款の繰越金は357万円の増額で、平成29年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第64号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第28 第64号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第64号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成29年度の精算による国庫等への返還金の増額や一般会計への繰出金の計上、また介護保険料の納付額の状況を対象者全員に通知するためのシステム修正委託料の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,966万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,698万7,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第9款の繰入金は199万円の増額で、一般会計からの事務費繰入金の増額であります。

第10款の繰越金は5億3,767万9,000円の増額で、平成29年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は199万円の増額で、介護保険料収納システム修正委託料の計上により総務管理費を増額するものであります。

第5款の基金積立金は3億72万1,000円の増額で、平成29年度の決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第6款の諸支出金は2億3,695万8,000円の増額で、平成29年度の精算に伴います国庫等への返還金等の増額と一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 12ページの基金積立金のところですが、この補正予算で3億円余り基金に積み立てるといふ措置がとられています。今年度、介護保険料、値上げをされましたけれども、6億4,500万円の基金のうち、6億円を取り崩して値上げ幅を圧縮するという措置がとられたわけですが、今回の補正予算によって基金積立金は残高は幾らになるのか、また今年度末の残高は幾らになるのか、予定なのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 基金の残高でございますが、今回この基金を積み立てることによりまして、この積み立てによります基金金額は9億4,500万円余りになります。年度末の基金残高でございますが、これは利息等、まだ確定してないものがございますけれども、見込みとして8億6,800万円程度を予定しております。以上であります。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 第65号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第29 第65号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第65号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成29年度の精算による東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額や、後期高齢者医療保険料の納付額の状況を対象者全員に通知するためのシステム修正委託料の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,760万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,642万7,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は590万1,000円の減額で、平成29年度の療養給付費負担金等の精算に伴います一般会計からの療養給付費繰入金の減額等であります。

第3款の繰越金は2,738万円の増額で、平成29年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は612万2,000円の増額で、平成29年度の精算に伴います広域連合負担金の還付金の計上等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は59万4,000円の増額で、後期高齢者医療保険料収納システム修正委託料の計上により徴収費を増額するものであります。

第2款の広域連合納付金は171万4,000円の減額で、平成29年度の療養給付費負担金等の精算に伴います広域連合への納付金の減額であります。

第5款の諸支出金は2,872万1,000円の増額で、平成29年度の精算に伴います広域連合への葬祭費受託事業収入返還金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第65号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 陳情の付託

○議長（押本 修君） 日程第30 陳情の付託を行います。

8月29日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、議会運営委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時 6分 散会